

## 参議院労働委員会会議録第三号

(七三)

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 平成七年二月二十八日(火曜日) | 午後二時四十分開会 |
| 委員の異動           |           |
| 一月十四日           |           |
| 辞任              |           |
| 大脇 雅子君          | 補欠選任      |
| 二月二十一日          |           |
| 辞任              |           |
| 千葉 景子君          | 角田 義一君    |
| 二月二十二日          |           |
| 辞任              |           |
| 村沢 牧君           | 補欠選任      |
| 二月二十七日          |           |
| 辞任              |           |
| 千葉 景子君          | 補欠選任      |
| 古川太三郎君          | 細谷 昭雄君    |
| 栗森 喬君           | 佐野 厚君     |
| 出席者は左のとおり。      |           |
| 委員長             | 笹野 貞子君    |
| 理事              | 野村 五男君    |
| 委員              | 庄司 中君     |
|                 | 吉川 春子君    |
|                 | 小野 清子君    |
|                 | 坪井 一宇君    |
|                 | 柳川 覚治君    |
|                 | 角田 義一君    |
|                 | 細谷 昭雄君    |
|                 | 安永 英雄君    |
|                 | 足立 良平君    |
|                 | 星野 朋市君    |
|                 | 和田 教美君    |

○委員長(笹野貞子君)　ただいまから労働委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る十四日、大脇雅子君が委員を辞任され、その補欠として角田義一君が選任されました。

○委員長(笹野貞子君)　正する法律案(内閣提出、衆議院送付)による特別措置法及び雇用促進事業法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法及び雇用促進事業法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○阪神・淡路大震災を受けた地域における被災失業者の公共事業への就労促進に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

|                |        |        |
|----------------|--------|--------|
| 政府委員           | 國務大臣   | 栗森 翁君  |
|                | 労働大臣   | 三石 久江君 |
|                | 浜本 万三君 |        |
| 労働省職業安定局長      | 伊藤 庄平君 |        |
| 労働省労働基準局長      | 廣見 和夫君 |        |
| 労働省職業能力対策部長    | 野寺 康幸君 |        |
| 開発局長           | 中井 敏夫君 |        |
| 事務局側           | 佐野 厚君  |        |
| 常任委員会専門員       | 青木 宏道君 |        |
| 通商産業省産業政策局調査課長 |        |        |
|                |        |        |

本日の会議に付した案件

○阪神・淡路大震災を受けた地域における被災失業者の公共事業への就労促進に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法及び雇用促進事業法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(笹野貞子君)　ただいまから労働委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る十四日、大脇雅子君が委員を辞任され、その補欠として角田義一君が選任されました。

また、昨日、古川太三郎君及び千葉景子君が委員を辞任され、その補欠として栗森翁君及び細谷昭雄君が選任されました。

○委員長(笹野貞子君)　阪神・淡路大震災を受けた地域における被災失業者の公共事業への就労促進に関する特別措置法案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。浜本労働大臣。

○國務大臣(浜本万三君)　ただいま議題となりました阪神・淡路大震災を受けた地域における被災失業者の公共事業への就労促進に関する特別措置法案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

去る一月十七日に発生した阪神・淡路大震災は、亡くなつた方が五千名以上を数える未曾有の大災害となつたところでございますが、雇用失業情勢に対しましても深刻な影響を与えており、被災地においては多数の失業者の発生が見込まれるところであります。

しかししながら、これらの地域における民間企業の労働需要につきましては、産業が本格的に復興するまで、当分の間、多くは期待できないのが実情であります。

他方、公共事業につきましては、道路、港湾、都市の復旧等の復興事業の需要が大きく見込まれております。そこで、この法律案の提案理由及び内容の概要につきまして御説明申し上げます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(笹野貞子君)　以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○星野朋市君　最初に、非常に事務的なことからお伺いしたいんですが、職業安定所に対しましてこれまで相当な相談件数があつたと思うんですね。この前の委員会でも、一週間に約五千件ぐらいの割合で増加しているというようなことを私は申し上げましたけれども、現在の状況はどうなっておられますでしょうか。まず、それをお伺いしたいと思います。

○政府委員(征矢紀臣君) 先生御指摘のように、被災地域におきます公共職業安定所において特別相談窓口を設置いたしまして、雇用に関するさまざまなお問い合わせを行つておるところですが、二月十六日現在の相談件数は約三万一千件に上つておるところでございますが、その後、一日当たりの相談は連日四百件以上に上つております。最新時点での相談件数が約四万件近くになつております。

その内容について申し上げますと、これは事業所、事業主の方、それから求職者の方の相談があるわけでございますが、事業主からの相談件数といたしましては約二万件弱でござりますが、そのうちの一万余件が雇用調整助成金の関係でござります。それから、雇用保険の給付関係が約七千五百件でございます。求職者の方につきましても約二万件近い件数でございますが、そのうち雇用保険の給付関係が一万五千件ぐらいというよう相談件数になつておられるところでございます。

○星野朋市君 これは労働省の職員の方も大変だと思うんですね。一日に四百件、場合によつてはもっと多い日もあると思うんですけれども。それで、今の状況から推測しますと、これは役所としてはなかなか難しいと思うんですが、想像される失業者の数というものはどのくらいになると考えておられるのか。これは、どうして私そういうことを聞くかというと、実は、例えば五千人と一万人と、二万人、三万人になつたときの対応の仕方というのはそれぞれ異なると思うんです。例えば一万人ぐらいであつたならばどの程度で済むか、もしくは三万人の規模になつたらどう対応するか、もしくは三万人の規模になつたらどう対応するかなども商売ができるところが実はこれまでなくちやならないのか、これを考えておかないと、今度の措置、後でお聞きしますけれども、私は半歩前進したと思うんですけども、それはどういうふうにお考へでしようか。

○政府委員(征矢紀臣君) 現状、ただいま申し上げましたように、今四万件近くまでの相談件数があるということでございますが、この相談の結果

が具体的に雇用対策上のどういうところの数字に

つながつてゐるかという点につきましては、現時点ではまだ窓口が最優先で相談業務を行つていておることでもございまして、把握できておりません。

それで、相談の中におきましては、これは基本的にいろいろな相談に乘りまして、できるだけこの制度に乗せていく方向で相談するわけでございまが、制度になかなか乗らない方も多数入つておるものですから、現在の窓口の相談件数で一概に数を見ることもできないわけでございます。

いずれにいたしましても、具体的な特例措置等の状況につきましての集計作業もいたさなければならぬわけでございまして、いま少し時間をいただきまして、この集計作業を進めてまいりたいというふうに考えておりますが、雇用調整助成金等、これは雇用維持という観点からできるだけ積極的に活用していくだくということをございます。

○星野朋市君 これは何とかして雇用調整助成金、その他弾力的な運用によって失業者を一人で多く出さないというこの労働省の方針に対しては大いに評価するところでありますけれども、今はなかなか離れておられる方にはお困りでありますけれども、今まで払はれておられた実は自家営業者、この人たちが今度どつと失業者になつちゃつたわけですね。まして、仮設市場の建設の問題なんかありますけれども、都市計画の新たな策定が決まらない限り、今までの場所で同じような形で商売をするということが事実上難いわけです。

○政府委員(征矢紀臣君) 御指摘のように、被災

地域によりまして、今後倒産あるいは廃業に追い込まれ離職、今までの仕事をやめなければならぬ、そういう自営業者等の方が出てくることが心配されるところでございます。

ただ一方、事業の再開に向けて積極的な取り組みを行つておられる事業主、自営業者の方も多数見られるところでございまして、その辺が今後どうのようになつていくかというところにつきましておるものですから、現在の窓口の相談件数で一概に数を見ることもできないわけでございます。

いずれにいたしましても、失業者が数多く出ないための支援措置、こういう観点から何ができるかという点でございますが、労働省といたしましては、一つは、仕事を戻るわけでございますから、転職のための訓練、これにつきまして公共職業訓練施設その他で無料であるは訓練手当等を支給しながら職業訓練が受けられる、こういうような支援、あるいは面接をしたいという方につきましてはできるだけ地元の仕事をあつせんする、あるいは住宅つきの求人等で広域的な職業紹介に応ずるという方については、そういう形での仕事のあつせんをするというよろなことで対処していくかなければならぬと思います。

あわせまして、当面臨時に地元で仕事をしたいという方について、今回御提案申し上げているような法律の枠組みで、公共事業におきます作業、そういうものについてもあつせんすることを考えまいりたいと思います。

○星野朋市君 考えられる問題についてもう二点ほどお伺いしたいと思うのですが、もう一つ心配されるのは、この前もちょっと触れましたけれども、ダイエーの店舗の閉鎖に伴う事実上の解雇、これは要するに百人単位で出てくるわけですから、災地域におきまして多くの事業所で生産設備の損壊あるいはライフラインの断絶に伴います事業活動の停止が生じております。これに伴つて多数の労働者が余儀なくされるなど、地域の雇用状況への悪影響が大変心配されているところでございます。

○政府委員(征矢紀臣君) 私どもの公共職業安定機関を通じたヒアリングの結果で見ましても、被災地域におきまして多くの事業所で生産設備の損壊あるいはライフラインの断絶に伴います事業活動の停止が生じております。これに伴つて多数の労働者が余儀なくされるなど、地域の雇用状況への悪影響が大変心配されているところでございます。

私どもの特別相談窓口にも、先ほど申し上げま

したような状況で相談が相当あるわけでございま

して、今後離職者が増加する心配もございま

して、被災地におきます雇用失業情勢は予断を許さ

ない状況にあります。

ただいま先生御指摘のような点でございます

が、基本的にはまず雇用の維持が第一ということ

で、最重要課題ということで、特例措置におきま

して雇用調整助成金の活用あるいは失業給付の特

例、こういったことで雇用の維持を最大限図るとい

それからもう一つは、社名を挙げて申しあげなければなりませんが、例えば住友ゴムがこの神戸の発祥の工場を開めまして他の三つの工場に従業員を配転する。これは一応雇用の場は確保するということになります。

工場を閉めまして他の三つの工場に従業員を配転する。これは一応雇用の場は確保するということに、実は発祥の地というものは幾ら整備してもなかなか近代化しないものなんですよ。そういう形で、より生産性の高い工場へ配転をする。しかし、残念ながら従業員というのは実際には生まれないでいたとしても、失業者が数多く出なされたための支援措置、こういう観点から何ができるかという点でございますが、労働省といたしましては、一つは、仕事を戻るわけでございますから、転職のための訓練、これにつきまして公共職業訓練施設その他で無料であるは訓練手当等を支給しながら職業訓練が受けられる、こういうよろな支援、あるいは面接をしたいという方につきましてはできるだけ地元の仕事をあつせんする、あるいは住宅つきの求人等で広域的な職業紹介に応ずるという方については、そういう形での仕事のあつせんをするというよろなことで対処していくかなければならないと思います。

あわせまして、当面臨時に地元で仕事をしたいという方について、今回御提案申し上げているような法律の枠組みで、公共事業におきます作業、そういうものについてもあつせんすることを考えまいりたいと思います。

そういうことを見ましても、大企業にもこのあつせんをするというよろなことで対処していくかなければならぬと思います。

そこで、私は、まずはできるだけ地元の仕事をあつせんする、あるいは住宅つきの求人等で広域的な職業紹介に応ずるという方については、そういう形での仕事のあつせんをするというよろなことで対処していくかなければならないと思います。

あわせまして、当面臨時に地元で仕事をしたいための支援措置、こういう観点から何ができるかという点でございますが、労働省といたしましては、一つは、仕事を戻るわけでございますから、転職のための訓練、これにつきまして公共職業訓練施設その他で無料であるは訓練手当等を支給しながら職業訓練が受けられる、こういうよろな支援、あるいは面接をしたいという方につきましてはできるだけ地元の仕事をあつせんする、あるいは住宅つきの求人等で広域的な職業紹介に応ずるという方については、そういう形での仕事のあつせんをするというよろなことで対処していくかなければならないと思います。

あわせまして、当面臨時に地元で仕事をしたいための支援措置、こういう観点から何ができるかという点でございますが、労働省といたしましては、一つは、仕事を戻るわけでございますから、転職のための訓練、これにつきまして公共職業訓練施設その他で無料であるは訓練手当等を支給しながら職業訓練が受けられる、こういうよろな支援、あるいは面接をしたいという方につきましてはできるだけ地元の仕事をあつせんする、あるいは住宅つきの求人等で広域的な職業紹介に応ずるという方については、そういう形での仕事のあつせんをするというよろなことで対処していくかなければならないと思います。

うことで対策をとっているところでございますが、企業のそれぞれの状況によりまして、そういうことで雇用調整助成金を全面的に活用しながら再開に向けて努力をしているところ、あるいはそういう一部先生の御指摘のような心配があるようなところ、あるいは直接影響のないところ、いろいろございます。

してまいりたいと思います。  
○星野朋市君 もう一つございまして、いわゆる  
神戸港の復興の問題に絡みましてお聞きしたいん  
です。神戸港は日本の港湾の約三〇%を占めでいい  
るというような重要な港湾でありましたけれど  
も、神戸港埠頭公社の管轄している港湾まで含め  
ますと実際に復旧するのには非常に長期間かかる  
ことになります。ちょっと日本のお港湾自分がな  
くて、私どもとしてはできるだけきめ細かな相談、  
指導をしながら、雇用にできるだけ影響が少なく  
て済むような方策を考えしていくことで対処

りローカル化しているという事実があるわけですか。  
特にコンテナ船については大型化が進んで、しかも日本の港湾の使用料が非常に高いわけです。それで、釜山とかシンガポール、それから恐らく近々開港するであろう中国、こういうところの港湾の状況からすると、既に大型コンテナ船のかなりの部分がそっちの方へ行っちゃっているんですね。日本は、そこで積みかえて小型の船に載せて日本へ運んでくるというローカル化の状態が進んでいるわけです。この数年間にこの傾向がますます強くなってしまうというと、港湾労働者だけではなくて、いわゆる乙仲という輸出入業者、港湾関係の企業、こういうところが規模を縮小せざるを得なくなるという心配があります。

この全体について労働省としてはどう対策を打っていくのか、これについてもお伺いしたいと思います。

運送事業所数は約二百社ということでござりますが、神戸港の機能が今回の震災によりまして壊滅的な打撃を受けたため、相当数の企業が雇用調整助成金等を活用しつつ休業中であるというふうに推測いたしているところでございまして、これまでのところ解雇等によりまして具体的に失業者が発生したという情報は得ておりません。

さるに、労働省としては、今まで何回も港湾労働者の雇用の安定を図るために、港湾関係の労使の要望も踏まえまして、震災後直ちに港湾労働法の弾力的な運用によりまして、神戸港の労働者が他港で就労をすること、これは一応出向という形で労使間で話し合いをしてしまして、その際の必要な手続の簡略化等も図ったところでございまして。その結果、他港での受け入れの動きも具体化しているところでございます。

一方、神戸港の復旧につきましても非常に厳しい、先生御指摘のような事情も背景にあるわけで

ございまして、県命に進められておりまして、これは業界からの情報でございますけれども、可能となつたバースから順にフル活用し、日曜日の荷役作業や、あるいは三交代制による作業を行なうことについて労使間の話し合いが行われるなど、荷役の確保、雇用の安定についての必死の努力も関係者間で進められているところであるとうふうに聞いております。

労働省といたしましては、このような状況を踏まえて、今後とも雇用調整助成金あるいは失業給付の特例的な措置等を通じまして、当面港湾労働者の雇用の安定に努力してまいりたいというふうに考えております。

○星野朋市君 履用調整助成金についても失業保険についても、要するに一定の期限があるわけですから、復興の方はその範囲内でおさまらないわけですよ。

ですから、心配されるのは、失業の問題という

シェーブーズの問題についてはきょうは触れませんけれども、要するに雇用調整助成金なり、それから失業保険の問題というのは、ある期間があるということを前提に考えると当然これから問題が大きくなってくる。それで想定されるのは、大体どのぐらいなのかということを考えないと、私ははじうも対策として十分じゃないんじやないかと。

前を申し上げましたけれども、失業保険が出てから、からいいんじやないかということは、実は失業保険をもらう人にとってはつらいことなんですよ。働いて収入を得るということの方が大事なことをので、やはり職業の場を用意してもらわなくてはならない。それで、大臣の今の趣旨説明にございましたけれども、なかなか民間のあの地域での正常的の雇用というのはやっぱりちょっと期待できまいと思ひます。

たいと思うんですが、半歩前進だと評価しておきますけれども、まだこの法律についてはやや待ちの態勢かなと。それは、いわゆる吸収率といふ葉が使われておる。吸収率は、だんだん公共事業が多くなつて、そういう求人も多くなるだらうからという意味なんです。

だから、我々とすればもう一步前へ出られないかという考えがござりますけれども、まずそこで、これを四割と、一定の割合ですね、四割とされた理由をお聞きしたいと思います。

○政府委員(野寺康幸君) 御指摘のとおり、今労働大臣が定める被災失業者のいわゆる吸収率、お言葉の問題がございますけれども、四〇%設立ということで考えております。

これは、公共事業、復興事業の効率的な運営と、一方で現地におきます被災失業者の吸収率といふものの両者をバランスする必要がござりますので、そういう意味で現行上有効なほかの制度を

今後は、公共事業、これからそれこそ本格的復旧事業が始まるわけでございましょうから、これに伴いまして労働需要も相当出てまいるといふうに考えておりまして、この程度の率が適当であるというふうに考えております。

○星野朋市君 最後に大臣にお聞きしたいんでけれども、恐らく公共事業は北海道、東北の雪水を待つてからやうやく行なうたび苦戦必至でござる

いを行ってかなり財力の力が發揮していくと  
います。それで、もともと北海道とか東北の建設  
業者、一例を挙げれば、例えばダンプカーなん  
いうものは、この間は向こうに仕事があります  
から、ほとんどこっちへ来て仕事をしている、  
ういうのが一斉に始まりますと、これはもとへ  
る、労働者も同じこと。

そういうことで、今回この措置を講じていた  
いて、私が今まで述べてきたような幾種類もの  
業予備軍が出てきまして、公共事業ということ  
吸収されるとしてもかなり職種的にはミスマッ  
があると思うんです。

それで、一方避難者のための地方自治体の活動とか、それから今のボランティア活動とかこういうものが非常に長期間続ければ得ない仕事をすると思うんです。こういうことをもっと積極的に何かの機関を設けて、とにかく求人という形でとめまして、それを適宜分配していくというような積極的な行動に次の段階で移れないか、大臣お考えをお聞きして、質問を終わりたいと思います。

○國務大臣(浜本万三君) 今のお話では俗に今まで議論がございました公共的な就労事業のものを起こしたらどうかというお説ではいかと思つております。

この問題につきましては、これまでの経験から申しますと、事業の効率化の問題でありますか、あるいは失業者が滞留するというような問題がございまして、いろいろ問題提起されておたところでございます。

災害復旧のための迅速な対応をするという立場から考えますと、この制度はちょっとなじまない

んじやないかというふうに思いまして、今お願ひしておる法律案を制定させていただきまして、で  
きるだけ被災者の方を優先的に雇用させていただ  
いて、そしてみずからも復旧、復興の事業に参加  
をしていただく、こういう立場をとろうといたし  
ておるわけでございます。

まだ始まつておりますので、もう少し事情を  
見まして検討しなきゃならぬ問題だというふうに  
思つておりますが、とにかくこういう制度で一応  
被災者の方に就職していただき、生活の筋道を  
とつていただくように支援をしていきたいと思つ  
ておるわけです。

○星野朋市君 終わります。

○栗森喬君 今回の特別措置法が制定されること  
によつて、一月十七日の地震で多くの雇用の機会  
を失つた人に対して、一定の支援策になることは  
見てもわかります。しかし、いろんな問題点をま  
だ未解決のまま、これは本当に一里塚のようなも  
のでございまして、今後全体として、果たして政  
府として何をどうするのか、私はもう少しほしつ  
りしていただきたいと思うんです。

具体的に申し上げるならば、例えば製造業ある  
いはパート労働者、女性が非常に多くございま  
す。三次産業と言われる事務系、この人たちが一  
月十七日の震災によつて瞬間に職を失つという  
か、何となくまだビルが壊れているとかいろんな  
状況がもうこの段階ではかなり定着をしているわ  
けです。

しかし、まだその実数もつかまれていないとい  
う話でござります。私はそのことも問題だらうと  
思つますが、今労働省として考へておる雇用対  
策の中で、例えば製造業、例えば女性のパート労  
働者の人たち、あるいは事務系の人たち、この人  
たちの雇用対策として何か具体的に検討されてい  
るものがあるかどうか、まずこの点をお尋ね申し  
上げたいと思います。

○政府委員(征矢紀臣君) お尋ねの点でございま  
すが、まず第一に、被災地域内での雇用の維持を  
図ることが最重要課題であるということでおさらい

まして、そういう観点から事業主への雇用調整助  
成金の支給、あるいは被災によります事業所の休  
業あるいは一時的離職により賃金を受けられない  
人の失業給付の支給等、特例的な措置を講じて  
対処しているところでございます。

現地の公共職業安定所に設置いたしました特別  
相談窓口等におきまして、このよつた特例措置を  
活用しながら被災者の方々についてきめ細かな相  
談、援助に努めており、できる限り離職者を出さ  
ずには被災地域における雇用の安定を図つていると  
ころでございます。

もう一点は、雇用保険の被保険者となるべき者  
であつて雇用保険の手続きが行われていない、こう  
いう労働者の方々につきましては、これは二年間  
の週及確認制度に基づきまして、その労働者から  
の請求があれば、被保険者であつた期間について  
一定期間、これ二年間でござりますが、週及して  
確認を行つた上失業給付を支給し、その生活の安  
定及び再就職の促進に努めているところでござい  
ます。

パート労働者につきましても、適当たり労働時  
間が二十時間以上の方あるいは年間所得が九十万  
円以上、こういう一定の要件の方については、こ  
の措置によりまして対処しているところでござい  
ます。

こうした措置にもかかわらず、やむなく離職し  
た方々につきましては、失業給付を活用しつつ本  
人の希望を尊重しながら再就職の促進に向けて最  
大限の努力をしていくところでござります  
が、これにつきましては現地において機動的に就  
職のための選考会を開催しており、いろんな職種  
に属します求職者の方々についても参加してい  
たでいるところでございます。

また、パート労働者につきましては、被災地の  
パートバンク等を含めた公共職業安定所におきま  
してきめ細かな相談、職業紹介を実施するとい  
うことでござりますが、今後復興に伴つて生じてく  
るパート向けの求人需要に応じた求人開拓も積極  
的に実施してまいりたいというふうに考えており  
ます。今までにもらつておる報酬の満額にはそれは

あります。

○栗森喬君 どうも話が一般論過ぎて、私は問題  
の本質的解説になつていないと思うんです。  
一時に集中的に雇用の機会を失つたときに、  
労働省のお考えになつておるのは従来の延長線に  
多少色をつけたと言つたら申しわけございません  
が、ぜひともその部分までお考えいただきたいと  
思つておりますが、その辺はいかがでございま  
すか。

○政府委員(征矢紀臣君) 当面考慮される施策と  
しまして、ただいま先生御指摘のよくなことも含  
めまして、特例措置として雇用調整助成金の地域  
適用、失業給付の特例あるいはその延長、そ  
うか。

例えば現実に、製造業がどこかなくなつたとき  
に、政府が同じような製造業をつくつてやるなん  
てことはとてもじやないがでございません。そのこと  
は十分承知でございますが、やはり製造業や、女  
性のことでも九十万で週二十時間以上。じゃ、そ  
れ以外の労働者というのは政府の制度としてはも  
う一切考えないとということになるようなことでは  
ございませんか。自営業者が、もう自営もできな  
くなつた人が雇用を求めるという機会も当然想定  
ができます。

私は少なくとも、実態はつかめないとしても、  
あればだけの災害が起きたときにどういう部分にど  
ういう、ある意味でマキシマムになるのかわかり  
ませんが、保険をもらつておる人は私はむしろ最  
小の単位だと思うんです。それにどのくらいの倍  
率でというふうに言つたらいいのか別にいたしま  
して、まだ相当数のそういう雇用を求める労働者  
が出るときに、今の公共事業の分野だけでは絶対  
に、これは星野委員も言つましたが、すべての  
人が今の公共事業にいい仕事があるから全部行く  
いうふうに考えるところでございます。

あわせまして当面の働く場としましては、広域  
的な移動をしてもいいという方につきましては、  
これは住宅つきの求人等ができるだけ確保して動  
かすという話があるけれども、これは従来の生活  
保障の中で言うと、それは満額でもないわけで  
す。今までにもらつておる報酬の満額にはそれは  
もちろんならぬわけですが、一番金のかかる時期

に。

回の特別措置以上のものを何か具体的に考へてい  
るということがなかつたら、私は労働行政として  
は、これは体験したことのないことでございま  
すが、ぜひともその部分までお考えいただきたいと  
思つておりますが、その辺はいかがでございま  
すか。

ただ、先行きにつきましては先生御指摘のとお  
りでございまして、雇用保険制度あるいは雇用調  
整助成金制度は制度としての限界もあるわけでござ  
いませんして、したがつてそういう限界等にらみ  
ながら今後その地域におきます復興あるいは産業  
の復旧、復興、そういうものができるだけ急がれ  
ざいまして、したがつてそういう限界等にらみ  
なければならぬ、その急がれる中で雇用が吸収  
されなければならないというのが基本であるうと  
いふふうに考へるところでございます。

○栗森喬君 今回の災害によつて、それぞれ復興

するところで新しいいろいろなケースが考えられます。かなりの部分で、特に地場産業とか中小の企業の実態というのは製造業の内容でもかなり変わるのはないか。今までたまたま長くやつてから長田区におけるケミカルシールズをつくったところがあるけれども、同じことがあそこで復興されて事業として再開できるかどうかというのは、これはもう産業構造そのものの変化も含めあるわけございます。

だとすれば、少なくとも今職を失った人たちで製造業に従事をしてきた方、あるいはパート労働に携わっていた方、あるいは三次産業とか事務系に携わっていた方にかなり大規模な系統的な職業訓練、新しい仕事につけるような体制が必要だと私は思うんです。

お聞きをする限りでは、まだとてもそんなところじゃないよと言うのかもしれません、やっぱり集中的にこれだけの規模で起きたら当然先行きとして、実態がわからないからまだというのじゃなく、先行的にそういうこともかなり考えていかないとこの問題は乗り切れないし、乗り切れないとこれはそれだけ社会に不安を大きく与えるわけございます。そういうことについてこれらどうしていいのか、これは大臣の答弁を含めて見解をいただきたいと思います。

○国務大臣(浜本万三君) 先ほど局長からも答弁しておりますように、公共事業に就労していただけないような分野についてどうするのかというお話をのようにとれましたので、その問題についてお答えをいたします。

今回の大震災によりまして離職されました方々の再就職を促進していくためには、パートでありますとか、それから自分で商売をやっておられた方、こういう方に対しましては職業訓練というものが必要ではないかと思います。

それで、災害復興工事に伴い必要性の急増する建設関係の業務に携われない人、そういう人をやつぱり職業訓練をいたしまして再就職への支援

ます。かなりの部分で、特に地場産業とか中小の企業の実態というのは製造業の内容でもかなり変わるのはないか。今までたまたま長くやつてから長田区におけるケミカルシールズをつくったところがあるけれども、同じことがあそこで復興されて事業として再開できるかどうかというのは、これはもう産業構造そのものの変化も含めあるわけございます。

だとすれば、少なくとも今職を失った人たちで製造業に従事をしてきた方、あるいはパート労働に携わっていた方、あるいは三次産業とか事務系に携わっていた方にかなり大規模な系統的な職業訓練、新しい仕事につけるような体制が必要だと私は思うんです。

お聞きをする限りでは、まだとてもそんなところじゃないよと言うのかもしれません、やっぱり集中的にこれだけの規模で起きたら当然先行きとして、実態がわからないからまだというのじゃなく、先行的にそういうこともかなり考えていかないとこの問題は乗り切れないし、乗り切れないとこれはそれだけ社会に不安を大きく与えるわけございます。そういうことについてこれらどうしていいのか、これは大臣の答弁を含めて見解をいただきたいと思います。

○栗森喬君 終わります。

○吉川春子君 政府は、現在、公共職業安定所にしておりますように、公共事業に就労していただけないような分野についてどうするのかというお話をのようにとれましたので、その問題についてお答えをいたします。

今回の大震災によりまして離職されました方々の再就職を促進していくためには、パートでありますとか、それから自分で商売をやっておられた方、こういう方に対しましては職業訓練というものが必要ではないかと思います。

それで、通産省お見えになつていますね、具体的な事例についてちょっとお伺いしたいと思いまいます。

まず、実態を伺いたいと思うんですけれども、それで、災害復興工事に伴い必要性の急増する建設関係の業務に携われない人、そういう人をやつぱり職業訓練をいたしまして再就職への支援

をお願いするとか、機動的な訓練を積極的に展開するような対策を講じていかなきゃならぬというふうに思つております。

それで、兵庫県の方の公共職業能力開発施設に、どんなものが今おっしゃつたもので該当するのかあるかということをちょっと調べさせてみましたところ、例えば製図でありますとか電気設備の科目でありますとか、機械加工科でありますとか、生産機械加工科などが製造業ではございます。それから、事務系関連訓練では、OA事務科、ビジネスサービス科、情報サービス科、経営事務科等もございます。

それから、パート訓練では、これもOA事務科、医療事務科、それから、接遇・ワープロ入門、こういう課程があるので、そのような職業訓練を実施させていただきまして、つまり多様な離職者のニーズにかなうよう職業訓練を実施させていただきまして、再就職への支援活動を積極的にやつていかなければならぬ、かように思つておられる次第でございます。

○栗森喬君 終わります。

○吉川春子君 政府は、現在、公共職業安定所にしておりますように、公共事業に就労していただけないような分野についてどうするのかというお話をのようにとれましたので、その問題についてお答えをいたします。

今回の大震災によりまして離職されました方々の再就職を促進していくためには、パートでありますとか、それから自分で商売をやっておられた方、こういう方に対しましては職業訓練というものが必要ではないかと思います。

それで、通産省お見えになつていますね、具体的な事例についてちょっとお伺いしたいと思いまいます。

まず、実態を伺いたいと思うんですけれども、それで、災害復興工事に伴い必要性の急増する建設関係の業務に携われない人、そういう人をやつぱり職業訓練をいたしまして再就職への支援

をしていかなきゃならぬということ、私も非常によくこれはわかりました。そのために、被災地を中心とし、公共職業能力開発施設の定員を拡大いたしましたとか、新たに訓練科の新設をいたしましたとか、あるいは専修・各種学校への委託訓練の実施をお願いするとか、機動的な訓練を積極的に展開するような対策を講じていかなきゃならぬというふうに思つております。

それで、兵庫県の方の公共職業能力開発施設に、どんなものが今おっしゃつたもので該当するのかあるかということをちょっと調べさせてみましたところ、例えば製図でありますとか電気設備の科目でありますとか、機械加工科でありますとか、生産機械加工科などが製造業ではございます。それから、事務系関連訓練では、OA事務科、ビジネスサービス科、情報サービス科、経営事務科等もございます。

それから、パート訓練では、これもOA事務科、医療事務科、それから、接遇・ワープロ入門、こういう課程があるので、そのような職業訓練を実施させていただきまして、つまり多様な離職者のニーズにかなうよう職業訓練を実施させていただきまして、再就職への支援活動を積極的にやつていかなければならぬ、かように思つておられる次第でございます。

○栗森喬君 終わります。

○吉川春子君 政府は、現在、公共職業安定所にしておりますので、私どもが把握している限り、生産施設について著しい被害があつて、かつその生産施設を需要者のニーズにこたえるため早期に再開するために、当面他の地域に移すといったような例は少のうござります。例えて言いますと、住友ゴムでありますけれども、この場合には従業員は約八百五十人というふうに承知をしております。

○吉川春子君 それから、主な企業の下請企業数と従業員数はわかりますか。

○説明員(青木宏道君) 手元に持つております。

○吉川春子君 通告してあるんですけども、その実態の数字がわからないのでは大変遺憾だと思

出しておりますけれども、この実情について報告していただきたいと思います。神戸製鋼所とか神戸製鉄所、住友ゴム、新明和工業、ダイエー、日本製粉、その他実情がわかりました御報告ください。

○政府委員(征矢紀臣君) 一応、吸収率四〇%とすることを予定して今回の法律をお願いしているには雇用の解雇の状況はございませんが、事前にいたしました御質問の大企業の移転の問題でも、さしうるしかればお答えしたいと思いますが、よろしくおぞります。

○説明員(青木宏道君) ちょっと残念ながら手元には雇用の解雇の状況はございませんが、事前にいたしました御質問の大企業の移転の問題でも、さしうるしかればお答えしたいと思いますが、よろしくおぞります。

○吉川春子君 どうぞ。

○説明員(青木宏道君) 今回の震災によりまして、工場ですとか、本社ビル、こういったところに著しい損壊を受けた企業が幾つかございました。そうした企業の中でも、生産の施設あるいは本社機能を他の地域にとりあげ移転をするという動きが、私どもが把握している限りでは一部ではござりますけれども、ございます。

ただし、これを恒久的に他の地域に移してしまって、工場ですとか、本社ビル、こういったところに著しい損壊を受けた企業が幾つかございました。そうした企業の中でも、生産の施設あるいは本社機能を他の地域にとりあげ移転をするという動きが、私どもが把握している限りでは一部ではござりますけれども、ございます。

○吉川春子君 吸収率を四〇%にするということはござりますけれども、従来の例からいって、今二つの法門でございます。それによりますと、この期間、すべての有効な吸収率の発動でございますけれども、五人に対しまして、この制度によりまして吸収されれたすべての方が一万一千四百十三人ということになります。これは延べ人員でございます。

○吉川春子君 以上です。

○吉川春子君 何%ですか。

○政府委員(野寺康幸君) 単純に計算いたしますと、四・二%でございます。

○吉川春子君 吸収率四〇%と決めて、その十分の一程度ですね、実際に吸収されているパートというのでは、ですから、この法案の積極的な意味というのは認めんんですけども、実際上の効果という点で、やはり今回のよう震災地で大量の失業者が予想されるわけですから、この吸収率を高めるというのが非常に必要だと思います。

そして、これは義務法になつておりますけれども、しかし罰則はないということですので、実効を高めるために公共事業の入札の条件にするとか、すべての公共事業の発注先に対してもこういう

ことを周知徹底させるとか、実際にこの法律の効果を担保する必要があると思いますが、その点どのようにお考えでしょうか。

○政府委員(野寺康幸君) 今四・二%と申し上げましたのは、すべての地域を含んで計算した数字でございまして、このうち手持ち労働者があつていわゆる認定が除外される、つまり雇用の実績のない部分を除いて計算いたしますと、同じようない單純計算で一一・三%になるわけでございます。

今、先生御質問の要点の部分でござりますけれども、本制度は何よりも事業主、それから就労するであろう被災業者、両方にこの制度をまず十分に周知していただきまして、罰則はももちろんございませんけれども、事業主の雇用する義務として制度の趣旨を十分御理解いただき、そしてそのためのPRを我々行政がいかに効率的にやるかといたることに成否がかかっているわけでございます。

等々と力を合わせまして、適切、懇切な指導を行いまして、制度の実効が上がりますように努力してまいりたいというふうに考えております。

○吉川春子君 大臣にお伺いしますけれども、失業者を公共事業に吸収するということは非常に重要なことだと思うんです。だから、そういう点で、やはり法律のいろいろな限界はあるにいたし

いは行政の皆さんにもそれをお願いをいたしまして、たくさん罹災者の方々を就労させていたただくようにお願いをしたいと思つております。

○吉川春子君 本法の施行により、どの程度の事務量がふえると計算しておりますか、これは国家公務員の事務量です。

○政府委員(野寺康幸君) これはなかなか予測が困難でございます。といいますのは、まず、発注されるであろう公共事業の件数等々が事業の規模に引き直してまだ具体的に全くわかつております。これから予算が実施される段階でそれらが明らかになつてくるわけでございますが、それらを具体的に安定所別に割り振りまして、そして事業主から御連絡をいただく、こういうことがありますあります。

ただ、先ほど申しましたような過去の実績にからんでみまして、場合によりましては数十件あるいは数百件あるいはそれ以上の人数が出てくる可能性もございますが、いかような状況になりますとも対応できるよういろいろな応援体制等を組みましてやつてまいりたいというふうに考えております。

○吉川春子君 今おっしゃったような広報活動、そういうものを含めますと、やっぱりかなりの事務量が出てくると思います。労働省の場合は、昨年來の法案の改正でます事務量がすごくふえている。そして今度の震災で物すごくふえている。そしてまた新たな立法その他の対応によって非常にふえている。先ほど予算委員会でも質問いたしましたけれども、ふえるニーズ、事務量にふさわしい人員の確保をぜひ私は大臣にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(浜本万三君) 予算委員会の席でも御答弁させていただきましたように、過重にはなつておるのでございますが、できるだけ現地の皆さんとの応援をさせていただくということで、近隣の府県から積極的な応援をいただきますと同時に、本省の方からも応援体制を整えまして今協力させていただいているわけでございます。

さらに、臨時に必要な方を採用する場合があるというふうに思いますので、そういう点につきましても検討しながら、できるだけ現地の皆さんのお仕事が過重にならないように配慮してまいりたいと考えております。

○吉川春子君 労働省に限らないんですけれど

も、公務員やらその他の民間の労働者もそうだと思いますけれども、地方公務員も含めて過労死寸前の状態でこの震災に対応して働いておられるという実態を見て、やはり人的確保というのは非常に重要だと思います。

が再開したらまたもとへ戻れる。雇調金が一年で切られるとかそういうことではなくて、従来の枠を超えて、職場を確保するために、震災対策といふんですか、ぜひ力を入れてやっていただきたいと思います。

その二点について、最後に労働大臣にお伺いいたします。

それから、公共事業への吸収ということで土木作業が中心になるとと思うんですけども、これは男性の力仕事が中心というふうにも思えますが、例えば失業者のうちのホワイトカラーであるとか女性であるとか中高年齢の失業者、こういう方の仕事につなげることには十分効果はあるとこ

公的事業への陽の手をしことに従事者に多大な負担をもたらすことは、必ずしも社会的意義をもつべきものであつて、それがなければ、その職務は意味がない。これが一つは非常に重いことだ。それで、私はこの問題を最も重要な問題と見ておる。それで、私はこの問題を最も重要な問題と見ておる。それで、私はこの問題を最も重要な問題と見ておる。

○政府委員(野寺康幸君) 今回設けます吸収率の  
か。  
それからもう一つは、失業された方全体の雇用  
の場を拡大していく必要があるので、

制度は、性別、年齢等々全く考慮していないといふか、どなたでも御希望があつて求職がございまして、その点につきましてもできるだけ広域的な職業紹介等を通じまして再就職への支援もしてまいりました。

すればお世話をすることが可能でござります。  
また、具体的に公共事業とは申しましても、復  
旧工事等は、それから、事務量のことともおっしゃいました  
いと、思つております。

旧事業の中にはいろいろな軽作業からかなりの体力を要するものまでさまざまあります。ですので、運搬用車両の整備なども手がけます。

去の私との経験を踏まえても、女性の方や方々が過重にならないよう心配してまいりたい年いつた方もある程度の仕事は可能であるといふふうに考えております。

○吉川春子君 女性が不可能とかと言つてはいるん  
じゃありませんが、やっぱり中心はそういう男性  
○委員長 笹野貢子君 他に御発言もなければ、  
質疑は終局したものと認めで御異議ございません

の力仕事といふことなので、今申し上げましたような方々についての公的就労の場というのもひとかず、「異議なし」と呼ぶ者あり

つ今後の検討課題として大臣ぜひ御検討いただきたいと思います。

もう一つ、時間の関係で統けて質問いたしますが、先ほどちょっと通産省、資料をお持ちでないが、なぜかお手元に持たれておられました。それで、今度は、通産省の資料をもつておられる方へお尋ねです。通産省の資料をお持ちでないが、なぜかお手元に持たれておられました。それで、今度は、通産省の資料をもつておられる方へお尋ねです。

企業でのリストラというものが進んでいくとしているわけで、これは非常に重要なことだと思うんですね。業者の公共交通への就労促進に関する特別措置法案に賛成の方の挙手を願います。

先ほどお話をありましたように、失業者として失業給付や雇調金でつなぐという方法ではなくて、失業者全会一致と認めます。

やはり職場で働き続けるということが私たちにとって非常に重要なことなんですね。だから、工場によって、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(笹野貞子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(笹野貞子君) 次に、特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。近本労働大臣。

○委員長(笹野貞子君)

次に、特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。

○国務大臣(浜本万三君)

ただいま議題となりました特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法及び雇用促進事業団法の一部を改

正する法律案につきまして、その提案理由及び内

容の概要を御説明申し上げます。

最近の雇用失業情勢は依然として厳しい状況に

あります。景気回復に伴い循環的な雇用問題は

今後改善していくものと考えられます。しかしながら、製造業の海外シフト等に伴ういわゆる産業

の空洞化等の構造的な問題が大きくなる懸念もあ

ります。政府としては、これらの懸念を解消し、中長期的に国際的に開かれた活力ある経済社会を

実現していくため、産業構造転換・雇用対策本部

を設置し、産業構造の転換と雇用対策を一体的、総合的に進めているところであります。

雇用面で見ると、今後中長期的には、円高、国

際化の進展等による産業構造の変化により、産業

別の労働力構成は大きく変化することが見込まれております。このような変化に伴い、趨勢的に雇用量の減少が余儀なくされる業種に属する企業に

おいては、産業間、企業間の労働移動が避けられ

ない場合が増加することが見込まれることから、これらの業種においては、できるだけ失業を経ることなく労働移動すること等による失業の予防及

び労働移動前後の能力の開発及び向上を中心とした雇用の安定のための施策を積極的に進めていく

ことが重要な課題となつております。

また、現在特定不況業種として指定されておる業種等においては、設備廃棄等を余儀なくされる

ことによい、一時に多数の離職者が新たに発生す

ることも予想されるところであります。このた

め、これらの構造的不況に陥った業種について

は、失業の予防のための対策のみならず、離職者

に対する再就職の促進のための特別の対策を引き

続講じていくことが求められています。

政府といたしましては、こうした課題に適切に

対処するため、特定不況業種等関係労働者の雇用

の安定に関する特別措置法について、その廃止期

限の延長を図るとともに、雇用調整を余儀なくさ

れている業種において、産業間、企業間の労働移

動による雇用機会の確保、労働移動の前後の能力

開発等の措置を講ずる事業主に対しての支援を拡

充することとし、その案を関係審議会にお諮りし

た上、この法律案を作成し、ここに提出した次第

であります。

次に、この法律案の内容につきまして、概要を

御説明申し上げます。

第一に、本年六月三十日までとされている特定

不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別

措置法の廃止期限を六年間延長して、平成十三年

六月三十日までとすることとしております。

第二に、従来からの特定不況業種に加え、内外

の経済的事情の著しい変化により、その製品や役

務の供給が相当程度減少しており、その状態から

長期にわたり回復しないことが見込まれることに

伴い雇用量が相当程度減少しており、または減少

するおそれがある業種を特定雇用調整業種として

劳働大臣が指定することとしております。

第三は、特定不況業種や特定雇用調整業種に係

る事業主の雇用する労働者等の失業の予防、雇用

機会の増大その他の雇用の安定並びに能力の開発

及び向上を図るため、事業主その他の関係者に対

して相談その他の援助を行うとともに、公共職業

安定所長の認定を受けた計画に基づいて、事業の

転換による雇用機会の確保等の措置を講ずる事業

主等に対し、必要な助成及び援助を行うこととし

ております。

また、これらの助成及び援助に係る事業の一部

は雇用促進事業団において実施することとしてお

ります。

以上のほか、職業訓練施設の設置、整備に係る

資金の貸し付けの対象範囲の拡大、公共職業安定

所長の認定を受けた計画に基づき移動を余儀なく

される労働者への宿舎の貸与、労働大臣と関係行

政機関の長との相互に緊密な連絡及び協力等を定

めることとしております。

なお、この法律は、一部の規定を除き、本年七

月一日から施行することとしております。

以上、この法律案の提案理由及び内容の概要に

つきまして御説明申し上げました。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんこ

とをお願い申し上げます。

○委員長(笹野貞子君) 以上で本案の趣旨説明の

聽取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることといたしま

す。

○委員長(笹野貞子君) 次に、労働者災害補償保

険法等の一部を改正する法律案を議題といたしま

す。

政府から趣旨説明を聴取いたしました。浜本労働

大臣。

○国務大臣(浜本万三君)

ただいま議題となりました労働者災害補償保

険法等の一部を改正する法律案につきましては、

した労働者災害補償保険法等の一部を改正する法

律改正を要する部分について改正案を作成し、労

働者災害補償保険審議会その他関係審議会の審議

にて検討が行われてきたところであります。昨

年十二月にその検討結果が取りまとめられ、今日

の社会経済情勢の変化にかんがみ、当面実施すべ

き制度の改善について、同審議会より公労使金員

一致による建議をいただきました。

このように中で、一昨年より、労働者災害補償保険審議会において、労災保険制度の改善についていくことが必要となつております。

この状況にふさわしい内容の労災保険制度に改善

した状況にふさわしい内容の労災保険制度に改善

していいくことが必要となつております。

この状況にあること等の実情を十分踏まえ、こう

した状況にふさわしい内容の労災保険制度に改善

していいくことが必要となつております。

この状況にふさわしい内容の労災保険制度に改善

していいくことが必要となつております。

満十八歳未満の者とされておりますが、これを満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者とともに、遺族補償年金の給付額について、現行では五人以上とされている最高給付日数の支給対象となる遺族数を四人以上とすること等により、その引き上げを行うこととしたことがあります。

第四は、労働福祉事業として、被災労働者の介護に対する援護を行うことができるることを明示することとしたことであります。

第五は、海外で行われる事業が中小事業に該当する場合には、当該事業について事業主その他労働者以外の者として派遣される者を、新たに特別加入者の範囲に加えることとしたことであります。

次に、労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正について申し上げます。

第一は、事業場との災害率により保険料を増減させるいわゆるメリット制度について、中小事業主が労働者の安全または衛生を確保するために一定の措置を講じた場合には、当該事業主の申告により、現行では最大百分の四十とされている保険料の増減幅を最大百分の四十五とする特例を創設することとした 것입니다。

第二は、労働保険の概算保険料及び確定保険料の申告及び納期限について、現行では保険年度の初日から四十五日以内とされておりますが、これを五十日以内に延長することとしたことであります。

次に、船員保険法等の一部改正につきまして申し上げます。

船員保険制度においても、労災保険制度と同様の趣旨から、介護料の創設、遺族年金の給付額の引き上げを行う等の改正を行なうこととしたことであります。

以上のほか、この法律案においては、その附則において以上の改正に伴う経過措置を定めております。なお、施行期日は、遺族補償年金の給付額の引

き上げ、労働福祉事業の改善等及び船員保険の遺族年金給付額の引き上げにつきましては平成七年八月一日、年金の支払い期月の改善につきましては平成八年十月一日、特例メリット制度の創設につきましては平成九年三月三十一日、労働保険料の申告及び納期限の延長につきましては平成九年四月一日、その他の改正事項につきましては平成八年四月一日としております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長(笹野貞子君) 以上で本案の趣旨説明の聽取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとしたままであります。

午後三時五十分解散会

二月十七日本委員会に左の案件が付託された。

一、労災ナーシングホームの増設と入居基準に関する請願(第一二四号)

一、障害者の雇用率引上げ、雇用完全実施、職域拡大に関する請願(第一二四号)

五号) 平成七年二月三日受理

一、労災病院の全府県設置に関する請願(第一二六号)

一、労災年金受給者遺族(補償)年金の受給要件の改善に関する請願(第一二七号)

一、労災休業制度の法制化等に関する請願(第一二七号)

一、介護休業制度の創設(第一四七号)

一、過労死に係る労働者災害補償認定基準の改正等に関する請願(第一六五号)

一、介護休業・短時間勤務制度の早期法制化に関する請願(第一六六号)

一、過労死に係る労働者災害補償認定基準の改正等に関する請願(第一八二号)

一、介護休業・短時間勤務制度の早期法制化に関する請願(第一八三号)

第一二四号 平成七年二月三日受理

労災ナーシングホームの増設と入居基準に関する請願

紹介議員 島袋 宗康君

この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

請願者 沖縄県浦添市内間三六二大城方

紹介議員 竹村 泰子君

この請願の趣旨は、第六八号と同じである。

請願者 仲根建作

この請願の趣旨は、第六八号と同じである。

請願者 長野県上伊那郡辰野町宮木 宮沢

この請願の趣旨は、第六八号と同じである。

請願者 次雄

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

請願者 沖縄県浦添市内間三六二大城方

紹介議員 島袋 宗康君

この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

請願者 幸田 延君

この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

請願者 沖縄県浦添市内間三六二大城方

紹介議員 仲根建作

この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

請願者 沖縄県浦添市内間三六二大城方

紹介議員 島袋 宗康君

この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

請願者 幸田 延君

この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

請願者 沖縄県浦添市内間三六二大城方

紹介議員 仲根建作

この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

請願者 沖縄県浦添市内間三六二大城方

紹介議員 島袋 宗康君

この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

請願者 沖縄県浦添市内間三六二大城方

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

請願者 沖縄県浦添市内間三六二大城方

紹介議員 国友 一郎

この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

紹介議員 森暢子君

この請願の趣旨は、第六八号と同じである。

第一四七号 平成七年二月六日受理

介護休業制度の法制化等に関する請願

請願者 北海道旭川市忠和二条五丁目 千葉潤一 外千九百九十九名

この請願の趣旨は、第六八号と同じである。

紹介議員 竹村 泰子君

この請願の趣旨は、第六八号と同じである。

請願者 仲根建作

この請願の趣旨は、第六八号と同じである。

紹介議員 竹村 泰子君

この請願の趣旨は、第六八号と同じである。

請願者 次雄

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第六八号と同じである。

請願者 沖縄県浦添市内間三六二大城方

紹介議員 島袋 宗康君

この請願の趣旨は、第六八号と同じである。

請願者 幸田 延君

この請願の趣旨は、第六八号と同じである。

請願者 沖縄県浦添市内間三六二大城方

紹介議員 仲根建作

この請願の趣旨は、第六八号と同じである。

請願者 沖縄県浦添市内間三六二大城方

紹介議員 島袋 宗康君

この請願の趣旨は、第六八号と同じである。

請願者 沖縄県浦添市内間三六二大城方

紹介議員 仲根建作

この請願の趣旨は、第六八号と同じである。

請願者 沖縄県浦添市内間三六二大城方

紹介議員 島袋 宗康君

この請願の趣旨は、第六八号と同じである。

請願者 沖縄県浦添市内間三六二大城方

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第六八号と同じである。

請願者 沖縄県浦添市内間三六二大城方

紹介議員 国友 一郎

急速な高齢化の進行や核家族化の進展、共働き世帯の増加などに伴い、労働者がその仕事を続けて

いく上で、家族の介護の問題が切実な課題となつております。中でも老親や病気の子供などの介護は、労働者、取り分け働く女性にとっては、大きな負担となつてゐる。近年、労働者が家族の介護に当たる際の介護休業・短時間勤務制度等を導入する企業が増える傾向にあるが、なおその普及率は低く、働き続ける意志を持ちながれ退職を余儀なくされる例も多いのが実情である。今後、我が国では高齢化がますます進行し、寝たきり老人等介護を必要とする人が確実に増加していくものと予想されている。ついては、労働者が安心して働くよう、介護休業・短時間勤務制度の法制化を早期に実現されたい。

第一八二号 平成七年二月八日受理  
過労死に係る労働者災害補償認定基準の改正等に関する請願

請願者 長野県伊那市西春近四、〇五二一  
溝上正男

紹介議員 今井 澄君

この請願の趣旨は、第一六五号と同じである。

第一八三号 平成七年二月八日受理  
介護休業・短時間勤務制度の早期法制定に関する請願

請願者 長野県伊那市西春近四、〇五二一  
溝上正男

紹介議員 今井 澄君

この請願の趣旨は、第一六六号と同じである。

二月二十一日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案  
一、特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律案

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案  
労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案  
**(労働者災害補償保険法の一部改正)**  
**第一条 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の一部を次のように改正する。**  
第九条第三項中「五月、八月及び十一月の四期」を「四月、六月、八月、十月及び十二月の六期」に改める。  
第十二条の八第一項に次の一号を加える。  
七 介護補償給付  
第十二条の八第一項中「傷病補償年金」の下に「及び介護補償給付」を加え、同条に次の二項を加える。  
一 介護補償給付は、障害補償年金又は傷病補償年金を受ける権利を有する労働者が、その受ける権利を有する障害補償年金又は傷病補償年金の支給事由となる障害であつて労働省令で定める程度のものにより、常時又は隨時介護をする状態にあり、かつ、常時又は隨時介護を受けているときに、当該介護を受けている間(次に掲げる間を除く)、当該労働者に対し、その請求に基づいて行う。  
二 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第三十条に規定する身体障害者療護施設その他これに準ずる施設として労働大臣が定めるものに入所している間  
第十六条の二第一項第二号中「未満である」を「に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある」と改める。  
第一六六号の四第一項第五号中「達した」の下に「以後の最初の三月三十一日が終了した」を加え、同項第六号中「未満である」を「に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある」と改める。

第十九条の二 介護補償給付は、月を単位として支給するものとし、その月額は、常時又は隨時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して労働大臣が定める額とする。  
第二十一条に次の二号を加える。  
七 介護給付  
第三章第三節中第二十二条の七を第二十二条の八とし、第二十二条の六の次に次の二条を加える。  
第一条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。  
**(労働保険の保険料の徴収等に関する法律一部改正)**  
第十九条の二 介護補償給付は、月を単位として支給するものとし、その月額は、常時又は隨時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して労働大臣が定める額とする。  
第二十二条の七 介護給付は、障害年金又は傷病年金を受ける権利を有する労働者が、その受ける権利を有する障害年金又は傷病年金の支給事由となる障害年金又は傷病年金の支給事由となる障害である。  
第二十二条の八 第二十二条の七を第二十二条の八第一項に次の一項を加える。  
一 身体障害者福祉法第三十条に規定する身体障害者療護施設その他第十二条の八第四項第一号の労働大臣が定める施設に入所している間(次に掲げる間を除く)、当該労働大臣が定めるものにより、常時又は隨時介護を受けているときに、当該介護を受けている間(次に掲げる間を除く)、当該労働者に対し、その請求に基づいて行う。  
二 病院又は診療所に入院している間  
第十九条の二の規定は、介護給付について準用する。

第二十三条第一項第二号中「療養生活の援護」の下に「被災労働者の受ける介護の援助」を加える。  
第二十七条第一号中「除く。」の下に「第七号において「特定事業」という。」を加え、同条第七号中「者」の下に「(当該事業が特定事業に該当しないときは、当該事業に使用される労働者として派遣する者に限る。)」を加える。  
第四十一条中「葬祭料」の下に「介護補償給付」を加え、「及び葬祭給付」を「葬祭給付及び介護給付」に改める。  
第五十一条中「五万円」を「三十万円」に改めることに改める。

第十六条の四第一項第五号中「達した」の下に「以後の最初の三月三十一日が終了した」を加え、同項第六号中「未満である」を「に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある」と改める。

第十九条の四第一項第五号中「達した」の下に「以後の最初の三月三十一日が終了した」を加え、同項第六号中「未満である」を「に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある」と改める。

第十五条第一項及び第十九条第一項から第三項までの規定中「四十五日」を「五十日」に改めることに改める。

第三条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。  
一、特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法及び雇用促進事業団法の一部を改正する。  
二、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。  
一、同項第六号中「障害年金及障害手当金」を「障害年金、障害手当金及介護料」に改める。  
二、同項第六号中「失業等給付」の下に「介護

料」を加える。

「第五節 障害年金及障害手当金」を「第五節 障害年金、障害手当金及介護料」に改める。

第四十六条から第四十九条までを次のように改める。

第四十六条 障害年金ノ支給ヲ受クル権利ヲ有スル者ガ其ノ受クル権利ヲ有スル障害年金ノ支給事由タル障害ニシテ命令ヲ以テ定ムル程度ノモノニ因リ當時又ハ隨時介護ヲ要スル状態ニ在リ且常時又ハ隨時介護ヲ受クルトキハ當該介護ヲ受クル期間(左ニ掲グル期間ヲ除ク)其ノ者ニ対シ介護料ヲ支給ス

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第三十九条)ノ事由ニ因ル介護料ニ要スル費用並ニを加え

度ノモノニ因リ當時又ハ隨時介護ヲ受クル場合ニ通常要スル費用ヲ考慮シテ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十七条乃至第四十九条 削除

第五十九条ノ二第一項中「及」の下に「職務上ノ事由ニ因ル介護料ニ要スル費用並ニ」を加える。

別表第三の一人の項中「〇・九月分」を「一二・二月分」に改め、同表二人の項中「一・六月分」を

「一・九月分」に改め、同表中「三・人」人最終標準報酬月額ノ二・七月分ニ相当スル金額

「四・人以上」人最終標準報酬月額ノ二・七月分ニ相当スル金額

「三人以上」人最終標準報酬月額ノ二・七月分ニ相当スル金額

〔国民年金法等の一部を改正する法律の一一部改正〕

〔国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)〕の一部を次のように改正す

る。附則第八十七条第三項の表旧船員保険法別表第三ノ二の項を次のように改める。

| 旧船員保険法別表第三ノ二 | 六〇、〇〇〇円  | 二三四、四〇〇円 |
|--------------|----------|----------|
| 〇・九月分        | 一一〇、〇〇〇円 | 四四八、八〇〇円 |
| 一・六月分        | 一・九月分    | 五二三、六〇〇円 |
| 一・九月分        | 二・七月分    | 七四、八〇〇円  |
| 二四、〇〇〇円      | 七四、八〇〇円  |          |

### 附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 第一項、第五十一条、第五十二条及び別表第三の改正規定並びに第四条の規定並びに次条、附則第五条第二項及び第六条の規定 平成七

年八月一日

二 第一条中労働者災害補償保険法第九条第三項の改正規定 平成八年十月一日

三 第二条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条の次に一条を加える改正規定

及び附則第三条の規定 平成九年三月三十一日

四 第二条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十五条第一項及び第十九条第一項から第三項までの改正規定並びに附則第四条の規定 平成九年四月一日

五 第三条の規定による改正後の船員保険法第四十六条の規定の適用については、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第八十七条第二項の規定による改定により、同法第五条の規定による改正前の船員保険法による年金たる保険給付のうち、同法第四十条第一項及び第二項の規定による職務上の事由による障害年金は、第三条の規定による改正後の船員保険法第四十条第一項及び第二項の規定による障害年金とみなす。

第六条 平成七年七月以前の月分の国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十号)附則第八十七条第一項の規定によりなお從前の例による。

第七条 平成七年七月以前の月分の国民年金法等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第九十二号)の特別措置法(昭和四十二年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第八条 刪除

第十条 中第八条第一項の規定による介護料の支給及び「を削る。

第七条 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法(昭和四十二年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第八条 刪除

第十条 中第八条第一項の規定による介護料の支給及び「を削る。

期限及び同条第三項の規定により納付すべき労働保険料であつて、同月一日の前日までに同項の規定による納付の期限が到来していないものとの納付の期限については、新徴収法第十九条第二項から第三項までの規定を適用する。

別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 この法律の施行の日の前日において前条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法第八条第一項の規定による介護料(以下「介護料」という。)を受ける権利を有していた被災労働者については、同法第八条及び第十条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、当該被災労働者が第一条の規定による改正後の労働者災害補償保険法第十二条の八第四項の介護補償給付の支給を受けたときは、その後、当該被災労働者には、介護料を支給しない。

特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律案

特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律  
(特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部改正)

第一条 特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法(昭和五十八年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。  
目次中「第九条・第十条」を「第九条・第十一条」に、「第二十六条」を「第二十七条」に改める。  
第一条中「特定不況業種に属する」を「特定不況業種及び特定雇用調整業種に属する」に改め、現に多数の離職者が発生していること及び今後とも「を削り、「発生すること」を「発生する等の雇用量の減少」に改め、「かんがみ、特定不況業種」の下に「及び特定雇用調整業種」を加える。

第二条第一項第一号中「伴い」の下に「一時に」を加え、「減少しており、又は」を削り、同項第四号中「事業所以外」を「事業所及び特定雇用調整業種に係る事業所(第四号に規定する業とし

て行われる製造、修理その他の行為に係る事業所を含む。以下同じ)以外に改め、「特定不況業種」の下に「又は特定雇用調整業種」を加え、

同号を同項第六号とし、同項第三号中「前号」を「第二号」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第二号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

#### 四 特定雇用調整業種事業主 特定雇用調整業種に属する事業の事業主(当該事業主の

行う特定雇用調整業種に属する事業に関し当該事業主又はこれに準ずる者として政令で定める者から委託を受けた製造、修理その他行為を業として行う者で労働省令で定めるものを含む。)をいう。

第二条第一項第一号の次に次の一号を加え

#### 一 特定雇用調整業種 内外の経済的事情の著しい変化により、その業種に属する事業分野において、製品又は役務の供給が相当程度減少しており、かつ、その状態から長期にわたり回復しないことが見込まれることに伴い雇用量が相当程度減少しており、又は減少するおそれがあると認められる業種であつて、当該業種に係る事業所に雇用されている労働者等に關し第二章及び第三章で定める特別の措置を講ずる必要があるもの(特定不況業種に該当する業種を除く)として労働大臣が指定する業種をい

う。

第六条の前の見出し中「特定不況業種事業主」を「特定不況業種等事業主」に改め、同条第一項中「特定不況業種等事業所」を「特定不況業種等事業主」に、「特定不況業種に係る事業所」を「特定不況業種等事業所」に、「当該事業所」を「当該特定不況業種等事業所」に改め、同条第二項及び第三項中「特定不況業種事業主」を「特定不況業種等事業所」に改め、同条第四項中「事業主」を「特定不況業種等事業所」に改め、同条第五項中「特定不況業種等事業主」を「特定不況業種等事業所」に改める。

第七条第一項中「特定不況業種事業主」を「特定不況業種等事業主」に、「特定不況業種に係る事業所」を「特定不況業種等事業所」に、「当該事業所」を「当該特定不況業種等事業所」に改め、同条第四項中「事業主」を「特定不況業種等事業所」に改め、同条第五項中「特定不況業種等事業主」に、「特定不況業種に係る事業所」を「特定不況業種等事業所」に改める。

第二条第二項に後段として次のように加える。  
この場合において、当該期間を延長する必要があると認められるときは、当該期間は、延長することができるものとする。  
第二条第二項の規定による指定は、第二章及び第三章で定める特別の措置を講すべき期間を付してするものとする。この場合において、当該期間を延長する必要があると認めら

れるときは、当該期間は、延長する」とがで

きるものとする。

第二条第四項中「とき」の下に「及び同項第二号の指定をしようとするとき」を加え、同条第五項中「第一項第四号」を「第一項第六号」に改める。

第三条第一項中「特定不況業種事業主」の下に「若しくは特定雇用調整業種事業主(以下「特定不況業種等事業主」という。)」を、「係る事業所」の下に「若しくは特定雇用調整業種に係る事業所(以下「特定不況業種等事業所」という。)」を加え、同条第二項中「事業主団体」の下に「又は特定雇用調整業種事業主及び当該特定雇用調整業種に係る事業主団体」を、「当該特定不況業種事業主」を加える。

第四条第一項中「特定不況業種に係る事業所」を「特定不況業種等事業所」に改め、「その他特定不況業種」の下に「及び特定雇用調整業種」を、「促進」の下に「能力の開発及び向上」を加える。

第六条の前の見出し中「特定不況業種事業主」を「特定不況業種等事業主」に改め、同条第一項中「特定不況業種等事業所」を「特定不況業種等事業主」に、「特定不況業種に係る事業所」を「特定不況業種等事業所」に改め、同条第二項及び第三項中「特定不況業種事業主」を「特定不況業種等事業所」に改め、同条第四項中「事業主」を「特定不況業種等事業所」に改め、同条第五項中「特定不況業種等事業主」を「特定不況業種等事業所」に改める。

第七条第一項中「特定不況業種事業主」を「特定不況業種等事業主」に、「特定不況業種に係る事業所」を「特定不況業種等事業所」に、「当該事業所」を「当該特定不況業種等事業所」に改め、同条第四項中「事業主」を「特定不況業種等事業所」に改め、同条第五項中「特定不況業種等事業主」に、「特定不況業種に係る事業所」を「特定不況業種等事業所」に改める。

第二条第二項に掲げるもののほか、援助対象労働者は特定不況業種離職者の失業の予防、雇用機会の増大その他の雇用の安定を図るために必要な措置について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。

二 第六条第三項若しくは第七条第一項の規定による認定を受けた雇用維持等計画又は前条第一項の規定による認定を受けた同項に規定する計画(第十条の二において「認定期間」と総称する。)に基づき、援助対象労働者に関して、事業の転換による雇用機会の確保、職業の転換のために必要な教育訓練の実施その他の失業の予防並びに能力の開発及び向上に特に資すると認められる措置を講ずる事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと。

三 前二号に掲げるもののほか、援助対象労働者は特定不況業種離職者の失業の予防、雇用機会の増大その他の雇用の安定並びに能力の開発及び向上を図るために必要な措置を講ずる事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと。  
政府は、雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第百十六号)及びこれに基づく命令で定めるところにより、前項各号に掲げる事業の全部又は一部を雇用促進事業団に行わせるものとする。

第九条を次のように改める。  
(失業の予防、雇用機会の増大等のための助成及び援助)

第九条 政府は、特定不況業種等事業所若しくは特例事業所に雇用されている労働者(以下この項において「援助対象労働者」という。)又は特定不況業種離職者に關し、失業の予防、雇用機会の増大その他の雇用の安定並びに能力の開発及び向上を図るため、雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業として、次に掲げる助成及び援助を行うものとする。

一 援助対象労働者の失業の予防、雇用機会の増大その他の雇用の安定を図るために必要な措置について、事業主その他の関係者に対する相談その他の援助を行うこと。

二 第六条第三項若しくは第七条第一項の規定による認定を受けた雇用維持等計画又は前条第一項の規定による認定を受けた同項に規定する計画(第十条の二において「認定期間」と総称する。)に基づき、援助対象労働者に関して、事業の転換による雇用機会の確保、職業の転換のために必要な教育訓練の実施その他の失業の予防並びに能力の開発及び向上に特に資すると認められる措置を講ずる事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと。

三 前二号に掲げるもののほか、援助対象労働者は特定不況業種離職者の失業の予防、雇用機会の増大その他の雇用の安定並びに能力の開発及び向上を図るために必要な措置を講ずる事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと。  
政府は、雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第百十六号)及びこれに基づく命令で定めるところにより、前項各号に掲げる事業の全部又は一部を雇用促進事業団に行わせるものとする。

第十条第一項中「前条第二項」を「前条第一項第二号」に改める。

第三章中第十条の次に次の二条を加える。

(雇用促進事業団の行う職業訓練施設に係る資金の貸付け等)

第十条の一 雇用促進事業団は、特定不況業種等事業所又は特例事業所に雇用されていた労働者(認定計画に係るものに限る。)を雇い入れた事業主であつて、当該労働者の雇用の安定を図るために必要な職業訓練を実施するための職業訓練施設を設置し、又は整備するものに対して、雇用促進事業団法第十九条第三項に規定する業務として、必要な資金の貸付けを行うものとする。この場合において、その貸付けの条件については、特別の配慮をするものとする。

2 雇用促進事業団は、通常通勤することができる地域内に所在する事業所に雇用される労働者であつて、認定計画に基づき当該事業所以外の事業所に雇用されることとなることにより、宿舎の確保を図ることが必要であると公共職業安定所長が認めるものに、雇用促進事業団法第十九条第一項第三号の宿舎を貸与することができる。この場合においては、同条第五項の規定は、適用しない。

第十一条第一項中「前条第二項」を「第十条第二項」に改める。

第十二条を第二十七条とする。

第十四条第一項中「第二条第一項第二号」を「第二条第一項第三号」に改める。

第十五条第一項中「第二条第一項第二号」を「第二条第一項第三号」に改める。

第十六条を第二十七条とする。

第二十五条第一項の下に「又は第三項」を加え、「同条第三項」を「これら」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十四条第二項中「特定不況業種に係る事業所」を「特定不況業種等事業所」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(連絡及び協力)

第二十五条 労働大臣及び関係行政機関の長は、特定不況業種等事業所に雇用される労働

者等の失業の予防、再就職の促進等が円滑に行われるよう、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

附則第十条中「昭和七十年六月三十日」を「平成十三年六月三十日」に改める。

(雇用促進事業団法の一部改正)

第二条 雇用促進事業団法(昭和三十六年法律百六十六号)の一部を次のようにより改正する。

第十一条第一項本文を次のようにより改める。

理事長及び副理事長の任期は、四年とし、理事及び監事の任期は、二年とする。

第十九条第一項第十号の次に次の二号を加える。

十の二 特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法(昭和五十八年法律第三十九号)第九条第一項第一号及び第二号に掲げる事業を行うこと。

第十九条第二項中「第六十二条」を「第六十二一条」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

第二十四条第一項中「次項」を「この条」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 事業団は、第一項の規定による承認を受けた財務諸表をその事務所に備えて置かなければならない。

第三十九条及び第四十条中「三万円」を「二十万円」に改める。

第四十一条中「一万円」を「十万円」に改める。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成七年七月一日から施行する。ただし、第一条中特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法附則第十条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に雇用促進事業団の理事又は監事である者の任期については、な

お従前の例による。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(船員保険法の一部改正)

第三条 船員保険法(昭和十四年法律第七十二号)の一部を次のようにより改正する。

第三十三条ノ十二ノ三第一項第一号中「第二条第一項第三号」を「第二条第一項第五号」に改める。

(雇用保険法の一部改正)

第四条 雇用保険法(昭和四十九年法律第百六十六号)の一部を次のようにより改正する。

第二十二条の二第一項第一号中「第一条第一項第三号」を「第二条第一項第五号」に改める。

第五条 次に掲げる法律の規定中「第二十四条第三項」を「第二十四条第四項」に改める。

一 駆留軍関係離職者等臨時措置法等の一部改正

二 駆留軍関係離職者等臨時措置法(昭和三十三年法律第百五十八号)第十八条第六項

三 岩鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法(昭和二十四年法律第百九十九号)第二十二条

四 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第五十九号)第十八条第三項

五 地域ソフトウエア供給力開発事業推進臨時措置法(平成元年法律第六十号)第十一條

六 中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)第八条第二項

七 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成四年法律第六十三号)第三十二条第二項

八 旧日本国有鉄道退職希望職員及び日本国有鉄道清算事業団職員の再就職の促進に関する特別措置法(昭和六十一年法律第九十一号)附則第五条の規定によりなおその効力を有する

ものとされる同法第三十四条第四項

二月二十三日本委員会に左の案件が付託された。

(予備審査のための付託は二月二十一日)

一、特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律案

一、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案

二月二十四日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、阪神・淡路大震災を受けた地域における被災失業者の公共事業への就労促進に関する特別措置法案



第十三条の二 第八条第二項第一号の規定により  
退職金共済契約が解除された際に、当該解除された退職金共済契約の共済契約者が、当該解除された退職金共済契約の被共済者に係る法人税法昭和四十年法律第三十四号)第八十四条第三項に規定する適格退職年金契約その他の政令で定める契約であつて、労働省令で定める要件を備えているもの(以下「この条において「特定適格退職年金契約等」という。)を締結する旨の申出をした場合には、前条第一項の規定にかかわらず、事業団は、当該被共済者に解約手当金を支給しない。この場合において、当該共済契約者が、当該解除後労働省令で定める期間内に、当該被共済者の同意を得て、労働省令で定めるところにより、当該特定適格退職年金契約等を締結した旨の申出をしたときは、事業団は、当該申出に基づき、当該被共済者に係る解約手当金に相当する額の範囲内の金額で労働省令で定める金額を、当該特定適格退職年金契約等の相手方に引き渡すものとする。

2 事業団は、前項後段の場合において、同項後段の規定により引き渡す金額が同項の被共済者に係る解約手当金に相当する額に満たないときは、その差額については、同項の規定にかかるらず、労働省令で定めるところにより、当該被

共済者に解約手当金として支給するものとする。  
事業団は、第一項の場合において、同項前段の規定による申出に係る被共済者について次に掲げる事由が生じたときは、同項の規定にかかわらず、当該被共済者に解約手当金を支給す

一 当該被共済者に係る特定適格退職年金契約等が締結される前に退職又は死亡したとき。  
二 第一項後段の規定による申出がなかつたときは。

三 前二号に掲げるときのほか、労働省令で定める事由が生じたとき。

第二十一条の「第四項中「四十円」を「五十円」に改める。

第一項第二号ハ中「年五パーセント」を「年四五パーセント」に改める。

別表第一から別表第四までを次のように改め  
る。

別表第一(第十条関係)

| 月   | 数        | 金                 | 額 |
|-----|----------|-------------------|---|
|     | 四一月以下の月数 | 一、〇〇〇円に月数を乗じて得た金額 |   |
|     | 四三月      | 四三、一〇〇円           |   |
|     | 四四月      | 四五、二〇〇円           |   |
|     | 四五月      | 四五、三〇〇円           |   |
|     | 四六月      | 四六、五〇〇円           |   |
| 四七月 |          | 四七、七〇〇円           |   |
| 四八月 |          | 四八、九〇〇円           |   |
| 四九月 |          | 五〇、一〇〇円           |   |



|      |          |
|------|----------|
| 一三七月 | 一八〇、〇〇〇円 |
| 一三八月 | 一八一、七〇〇円 |
| 一三九月 | 一八三、四〇〇円 |
| 一四〇月 | 一八五、一〇〇円 |
| 一四一月 | 一八六、八〇〇円 |
| 一四二月 | 一八八、五〇〇円 |
| 一四三月 | 一九〇、二〇〇円 |
| 一四四月 | 一九一、九〇〇円 |
| 一四五月 | 一九三、六〇〇円 |
| 一四六月 | 一九五、三〇〇円 |
| 一四七月 | 一九七、〇〇〇円 |
| 一四八月 | 一九八、七〇〇円 |
| 一四九月 | 二〇〇、五〇〇円 |
| 一四〇月 | 一七〇、三〇〇円 |
| 一五一月 | 一〇四、一〇〇円 |
| 一五二月 | 一〇五、九〇〇円 |
| 一五三月 | 一〇七、七〇〇円 |
| 一五四月 | 一〇九、五〇〇円 |
| 一五五月 | 一一一、三〇〇円 |
| 一五六月 | 一一三、一〇〇円 |
| 一五七月 | 一二四、九〇〇円 |
| 一五八月 | 一二六、七〇〇円 |
| 一五九月 | 一二八、五〇〇円 |
| 一六〇月 | 一二〇、三〇〇円 |
| 一六一月 | 一二一、一〇〇円 |
| 一六二月 | 一二三、九〇〇円 |
| 一六三月 | 一二五、七〇〇円 |
| 一六四月 | 一二七、六〇〇円 |
| 一六五月 | 一二九、五〇〇円 |

|      |          |
|------|----------|
| 一九四月 | 一九一、四〇〇円 |
| 一九五月 | 一九二、三〇〇円 |
| 一九六月 | 一九三、二〇〇円 |
| 一九七月 | 一九四、一〇〇円 |
| 一九八月 | 一九五、三〇〇円 |
| 一九九月 | 一九六、二〇〇円 |
| 一九〇月 | 一九七、一〇〇円 |
| 一九一月 | 一九八、三〇〇円 |
| 一九二月 | 一九九、二〇〇円 |
| 一九三月 | 二〇〇、一〇〇円 |
| 一九四月 | 二〇一、九〇〇円 |
| 一九五月 | 二〇二、七〇〇円 |
| 一九六月 | 二〇三、五〇〇円 |
| 一九七月 | 二〇四、三〇〇円 |
| 一九八月 | 二〇五、一〇〇円 |
| 一九九月 | 二〇六、九〇〇円 |
| 一九〇月 | 二〇七、七〇〇円 |
| 一九一月 | 二〇八、五〇〇円 |
| 一九二月 | 二〇九、三〇〇円 |
| 一九三月 | 二一〇、一〇〇円 |
| 一九四月 | 二一一、九〇〇円 |
| 一九五月 | 二一三、七〇〇円 |
| 一九六月 | 二一四、五〇〇円 |
| 一九七月 | 二一六、三〇〇円 |
| 一九八月 | 二一八、五〇〇円 |
| 一九九月 | 二一九、三〇〇円 |
| 一九〇月 | 二二〇、一〇〇円 |
| 一九一月 | 二二一、九〇〇円 |
| 一九二月 | 二二三、七〇〇円 |
| 一九三月 | 二二四、五〇〇円 |
| 一九四月 | 二二六、三〇〇円 |
| 一九五月 | 二二八、一〇〇円 |
| 一九六月 | 二二九、九〇〇円 |
| 一九七月 | 二三〇、七〇〇円 |
| 一九八月 | 二三一、五〇〇円 |
| 一九九月 | 二三二、三〇〇円 |
| 一九〇月 | 二三三、一〇〇円 |
| 一九一月 | 二三四、九〇〇円 |
| 一九二月 | 二三五、七〇〇円 |
| 一九三月 | 二三七、六〇〇円 |
| 一九四月 | 二三九、五〇〇円 |

|       |          |
|-------|----------|
| 一三一月  | 三五二、六〇〇円 |
| 一三二月  | 三五三、九〇〇円 |
| 一三三月  | 三五六、二〇〇円 |
| 一三四月  | 三五八、五〇〇円 |
| 一三五月  | 三六〇、八〇〇円 |
| 一三六月  | 三六三、一〇〇円 |
| 一三七月  | 三六七、七〇〇円 |
| 一三八月  | 三七〇、一〇〇円 |
| 一三九月  | 三七一、五〇〇円 |
| 一三十月  | 三七四、九〇〇円 |
| 一三十一月 | 三七七、三〇〇円 |
| 一三十二月 | 三七八、九〇〇円 |
| 一三十三月 | 三七九、七〇〇円 |
| 一三十四月 | 三八二、一〇〇円 |
| 一三十五月 | 三八四、五〇〇円 |
| 一三十六月 | 三八六、九〇〇円 |
| 一三七月  | 三八九、三〇〇円 |
| 一三八月  | 三九一、七〇〇円 |
| 一三九月  | 三九四、一〇〇円 |
| 一三十月  | 三九六、五〇〇円 |
| 一三十一月 | 三九九、〇〇〇円 |
| 一三一二月 | 四〇一、五〇〇円 |
| 一三二三月 | 四〇四、〇〇〇円 |
| 一三三四月 | 四〇六、五〇〇円 |
| 一三四五月 | 四〇九、〇〇〇円 |
| 一三五六月 | 四一、五〇〇円  |
| 一三六七月 | 四一四、〇〇〇円 |
| 一三七八月 | 四一六、五〇〇円 |
| 一三九九月 | 四一九、〇〇〇円 |
| 一三五〇月 | 四二一、五〇〇円 |
| 一三五一月 | 四二四、〇〇〇円 |
| 一三五二月 | 四二九、〇〇〇円 |

|      |          |
|------|----------|
| 一五三月 | 四二一、五〇〇円 |
| 一五四月 | 四一四、一〇〇円 |
| 一五六月 | 四二六、七〇〇円 |
| 一五五月 | 四一九、三〇〇円 |
| 一五六月 | 四三一、九〇〇円 |
| 一五七月 |          |
| 一五八月 | 四三四、五〇〇円 |
| 一五九月 | 四三七、一〇〇円 |
| 一六〇月 | 四三九、七〇〇円 |
| 一六一月 | 四四二、三〇〇円 |
| 一六二月 | 四四四、九〇〇円 |
| 一六三月 | 四四七、五〇〇円 |
| 一六四月 | 四五〇、一〇〇円 |
| 一六五月 | 四五二、八〇〇円 |
| 一六六月 | 四五五、五〇〇円 |
| 一六七月 | 四五八、二〇〇円 |
| 一六八月 | 四五六、九〇〇円 |
| 一六九月 | 四五三、六〇〇円 |
| 一七〇月 | 四六六、三〇〇円 |
| 一七一年 | 四六九、〇〇〇円 |
| 一七二月 | 四七一、七〇〇円 |
| 一七三年 | 四七四、四〇〇円 |
| 一七四年 | 四七七、一〇〇円 |
| 一七五年 | 四七八、八〇〇円 |
| 一七六年 | 四八二、六〇〇円 |
| 一七七年 | 四八五、四〇〇円 |
| 一七八年 | 四八八、二〇〇円 |
| 一七九年 | 四九一、〇〇〇円 |
| 一八〇月 | 四九三、八〇〇円 |
| 一八一年 | 四九六、六〇〇円 |

|      |          |
|------|----------|
| 一八〇月 | 四九九、四〇〇円 |
| 一八一月 | 五〇一、二〇〇円 |
| 一八二月 | 五一〇、七〇〇円 |
| 一八三月 | 五一三、六〇〇円 |
| 一八四月 | 五一六、五〇〇円 |
| 一八五月 | 五一九、四〇〇円 |
| 一八六月 | 五二一、三〇〇円 |
| 一八七月 | 五二五、一〇〇円 |
| 一八八月 | 五二八、一〇〇円 |
| 一八九月 | 五三一、〇〇〇円 |
| 一九〇月 | 五三三、九〇〇円 |
| 一九一月 | 五四一、九〇〇円 |
| 一九二月 | 五四二、九〇〇円 |
| 一九三月 | 五四八、九〇〇円 |
| 一九四月 | 五四九、九〇〇円 |
| 一九五月 | 五四五、九〇〇円 |
| 一九六月 | 五六〇、九〇〇円 |
| 一九七月 | 五六七、九〇〇円 |
| 一九八月 | 五六四、九〇〇円 |
| 一九九月 | 五五一、九〇〇円 |
| 二〇〇月 | 五五四、九〇〇円 |
| 二〇一月 | 五五七、九〇〇円 |
| 二〇二月 | 五六四、〇〇〇円 |
| 二〇三月 | 五六七、一〇〇円 |
| 二〇四月 | 五六四、〇〇〇円 |
| 二〇五月 | 五六六、一〇〇円 |
| 二〇六月 | 五七〇、一〇〇円 |
| 二〇七月 | 五七三、三〇〇円 |
| 二〇八月 | 五七六、四〇〇円 |
| 二〇九月 | 五七九、五〇〇円 |
| 二一〇月 | 五八二、六〇〇円 |

|       |          |
|-------|----------|
| 三二一月  | 五八五、七〇〇円 |
| 三二二月  | 五八八、八〇〇円 |
| 三二三月  | 五九三、〇〇〇円 |
| 三二四月  | 五九五、二〇〇円 |
| 三二五月  | 五九八、四〇〇円 |
| 三二六月  | 六〇一、六〇〇円 |
| 三二七月  | 六〇四、八〇〇円 |
| 三二八月  | 六〇八、〇〇〇円 |
| 三二九月  | 六一一、二〇〇円 |
| 三二十月  | 三二九月     |
| 三二十一月 | 六一四、四〇〇円 |
| 三二二月  | 六一七、六〇〇円 |
| 三二三月  | 六二〇、九〇〇円 |
| 三二四月  | 六二四、二〇〇円 |
| 三二五月  | 六二七、五〇〇円 |
| 三二六月  | 六三〇、八〇〇円 |
| 三二七月  | 六三四、一〇〇円 |
| 三二八月  | 六三七、四〇〇円 |
| 三二九月  | 六四〇、七〇〇円 |
| 三二十月  | 六四四、〇〇〇円 |
| 三二十一月 | 六四七、四〇〇円 |
| 三二二月  | 六五〇、八〇〇円 |
| 三二三月  | 六五四、二〇〇円 |
| 三二四月  | 六五七、六〇〇円 |
| 三二五月  | 六六一、〇〇〇円 |
| 三二六月  | 六六四、四〇〇円 |
| 三二七月  | 六六七、八〇〇円 |
| 三二八月  | 六七一、二〇〇円 |
| 三二九月  | 六七八、二〇〇円 |

|      |          |
|------|----------|
| 三四〇月 | 六八一、七〇〇円 |
| 三四一月 | 六八五、二〇〇円 |
| 三四二月 | 六八八、七〇〇円 |
| 三四三月 | 六九二、二〇〇円 |
| 三四四月 | 六九五、七〇〇円 |
| 三四五月 | 六九九、二〇〇円 |
| 三四六月 | 七〇一、八〇〇円 |
| 三四七月 | 七〇六、四〇〇円 |
| 三四八月 | 七一〇、〇〇〇円 |
| 三四九月 | 七一三、六〇〇円 |
| 三四〇月 | 七一七、二〇〇円 |
| 三四一月 | 七二〇、八〇〇円 |
| 三四二月 | 七二四、四〇〇円 |
| 三四三月 | 七三九、二〇〇円 |
| 三四四月 | 七五〇、三〇〇円 |
| 三四五月 | 七五四、〇〇〇円 |
| 三四六月 | 七五六、四〇〇円 |
| 三四七月 | 七六九、二〇〇円 |
| 三四八月 | 七七六、八〇〇円 |
| 三四九月 | 七八〇、六〇〇円 |
| 三四〇月 | 七八四、四〇〇円 |



|      |            |
|------|------------|
| 四一七月 | 一、〇三八、二〇〇円 |
| 四一八月 | 一、〇四三、〇〇〇円 |
| 四一九月 | 一、〇四七、八〇〇円 |
| 四三〇月 | 一、〇五二、六〇〇円 |
| 四三一月 | 一、〇五七、四〇〇円 |
| 四三二月 | 一、〇六一、三〇〇円 |
| 四三三月 | 一、〇六七、二〇〇円 |
| 四三四月 | 一、〇七一、一〇〇円 |
| 四三五月 | 一、〇七八、〇〇〇円 |
| 四三六月 | 一、〇八一、九〇〇円 |
| 四三七月 | 一、〇八六、八〇〇円 |
| 四三八月 | 一、〇九一、八〇〇円 |
| 四三九月 | 一、〇九六、八〇〇円 |
| 四四〇月 | 一、一〇一、八〇〇円 |
| 四四一月 | 一、一〇六、八〇〇円 |
| 四四二月 | 一、一一一、八〇〇円 |
| 四四三月 | 一、一六九〇円    |
| 四四四月 | 一、一三一、一〇〇円 |
| 四四五月 | 一、一七一、一〇〇円 |
| 四四六月 | 一、一三一、一〇〇円 |
| 四四七月 | 一、一三七、三〇〇円 |
| 四四八月 | 一、一四一、四〇〇円 |
| 四四九月 | 一、一四七、六〇〇円 |
| 四五〇月 | 一、一五一、八〇〇円 |
| 四五一年 | 一、一五八、〇〇円  |
| 四五二月 | 一、一六三、一〇〇円 |
| 四五三月 | 一、一六八、四〇〇円 |
| 四五四月 | 一、一七三、七〇〇円 |
| 四五五月 | 一、一七九、〇〇〇円 |

|      |            |
|------|------------|
| 四五六年 | 一、一八四、三〇〇円 |
| 四五七年 | 一、一八九、六〇〇円 |
| 四五八年 | 一、一九四、九〇〇円 |
| 四五九年 | 一、二〇〇、三〇〇円 |
| 四五十年 | 一、二〇五、七〇〇円 |
| 四五一年 | 一、二一、一〇〇円  |
| 四五二年 | 一、二二六、五〇〇円 |
| 四五三年 | 一、二二一、九〇〇円 |
| 四五四年 | 一、二三八、四〇〇円 |
| 四五五年 | 一、二三七、四〇〇円 |
| 四五六年 | 一、二四三、九〇〇円 |
| 四五七年 | 一、二四九、四〇〇円 |
| 四五八年 | 一、二五六、〇〇〇円 |
| 四五九年 | 一、二七一、八〇〇円 |
| 四五十年 | 一、二六〇、六〇〇円 |
| 四五一年 | 一、二七七、四〇〇円 |
| 四五二年 | 一、二六六、二〇〇円 |
| 四五三年 | 一、二七一、八〇〇円 |
| 四五四年 | 一、二八八、八〇〇円 |
| 四五五年 | 一、二九四、五〇〇円 |
| 四五六年 | 一、三〇〇、二〇〇円 |
| 四五七年 | 一、三〇五、九〇〇円 |
| 四五八年 | 一、三一七、五〇〇円 |
| 四五九年 | 一、三三三、三〇〇円 |
| 四五十年 | 一、三三九、一〇〇円 |
| 四五一年 | 一、三四〇、八〇〇円 |
| 四五二年 | 一、三四三、九〇〇円 |
| 四五三年 | 一、三四四、九〇〇円 |
| 四五四年 | 一、三四〇、八〇〇円 |
| 四五五年 | 一、三四一、一〇〇円 |

|      |            |
|------|------------|
| 四八五月 | 一、三四六、七〇〇円 |
| 四八六月 | 一、三五二、六〇〇円 |
| 四八七月 | 一、三五八、五〇〇円 |
| 四八八月 | 一、三六四、五〇〇円 |
| 四八九月 | 一、三七〇、五〇〇円 |
| 四九〇月 | 一、三七六、五〇〇円 |
| 四九一月 | 一、三八二、五〇〇円 |
| 四九二月 | 一、三八八、五〇〇円 |
| 四九三月 | 一、三九四、六〇〇円 |
| 四九四月 | 一、四〇〇、七〇〇円 |
| 四九五月 | 一、四〇六、八〇〇円 |
| 四九六月 | 一、四一二、九〇〇円 |
| 四九七月 | 一、四一九、〇〇〇円 |
| 四九八月 | 一、四二五、二〇〇円 |
| 四九九月 | 一、四三一、四〇〇円 |
| 五〇〇月 | 一、四三七、六〇〇円 |
| 五〇一月 | 一、四四三、八〇〇円 |
| 五〇二月 | 一、四五〇、一〇〇円 |
| 五〇三月 | 一、四五六、四〇〇円 |
| 五〇四月 | 一、四六二、七〇〇円 |
| 五〇五月 | 一、四六九、〇〇〇円 |
| 五〇六月 | 一、四七五、三〇〇円 |
| 五〇七月 | 一、四八一、七〇〇円 |
| 五〇八月 | 一、四八八、一〇〇円 |
| 五〇九月 | 一、四九四、五〇〇円 |
| 五一〇月 | 一、五〇〇、九〇〇円 |
| 五一二月 | 一、五一三、九〇〇円 |
| 五一三月 | 一、五一〇、四〇〇円 |

|           |  |                          |
|-----------|--|--------------------------|
|           | 五一四月                                     | 一、五二六、九〇〇円               |
|           | 五一五月                                     | 一、五三三、五〇〇円               |
|           | 五一六月                                     | 一、五四〇、一〇〇円               |
|           | 五一七月                                     | 一、五六六、七〇〇円               |
|           | 五一八月                                     | 一、五五三、三〇〇円               |
|           | 五一九月                                     | 一、五六〇、〇〇〇円               |
|           | 五一〇月                                     | 一、五八〇、一〇〇円               |
|           | 五一一一月                                    | 一、五七三、四〇〇円               |
|           | 五一一二月                                    | 一、五八六、九〇〇円               |
|           | 五一三四月                                    | 一、五九三、七〇〇円               |
|           | 五一五月                                     | 一、六〇〇、五〇〇円               |
|           | 五一六月                                     | 一、六〇七、三〇〇円               |
|           | 五一七月                                     | 一、六一四、二〇〇円               |
|           | 五一八月                                     | 一、六二一、一〇〇円               |
|           | 五一九月                                     | 一、六二八、〇〇〇円               |
|           | 五一〇月                                     | 一、六三四、九〇〇円               |
|           | 五一一一月                                    | 一、六四一、九〇〇円               |
|           | 五一一二月                                    | 一、六四八、九〇〇円               |
|           | 五一三四月                                    | 一、六四五、九〇〇円               |
|           | 五一五六月                                    | 一、六六二、九〇〇円               |
|           | 五一六七月                                    | 一、六七〇、〇〇〇円               |
|           | 五一六八月                                    | 一、六七七、一〇〇円               |
|           | 五一六九月                                    | 一、六八四、二〇〇円               |
|           | 五一七〇月                                    | 一、六九一、三〇〇円               |
| 五四一月以上の月数 | 当該月数における増加額を当該月数から一減じた月数における金額に加算した金額。この | 一、六九八、五〇〇円<br>一、七〇五、七〇〇円 |

当該月数における増加額を当該月数から一減じた月数における金額に加算した金額。この

場合において、増加額は、五四一月及び五四二月にあつては七、二〇〇円、五四三月及び五四四月にあつては七、三〇〇円とし、五四五月以上の各月数にあつては、当該月数から四減じた月数における増加額に一〇〇円を加算した金額とする。

別表第三(第二十一条の三関係)

| 年   | 数  | 率    |
|-----|----|------|
| 二年  | 一年 | 一・〇二 |
| 三年  | 二年 | 一・一五 |
| 四年  | 三年 | 一・二一 |
| 五年  | 四年 | 一・二七 |
| 六年  | 五年 | 一・三六 |
| 七年  | 六年 | 一・四四 |
| 八年  | 七年 | 一・五〇 |
| 九年  | 八年 | 一・五八 |
| 一〇年 | 九年 | 一・六四 |

別表第四(第二十一条の四関係)

| 月   | 数   | 率    |
|-----|-----|------|
| 四三月 | 四二月 | 四二・一 |
| 四四月 | 四五月 | 四四・四 |
| 四五月 | 四六月 | 四五・六 |
| 四七月 | 四八月 | 四八・一 |
| 四八月 | 四九月 | 四九・四 |
| 四九月 | 五一月 | 五〇・七 |
| 五一月 | 五二月 | 五二・一 |
| 五二月 | 五四月 | 五四・八 |

附 則  
(施行期日)

第一条 この法律は、平成七年十一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第百二条、第一百四条及び第一百五条の改正規定並びに附則第十九条の規定

二 第二十二条の四及び別表第二から別表第四までの改正規定並びに附則第三条から第十条まで、第十二条第二項から第四項まで、第十

三、第十四条及び第十七条の規定

起算して二十日を経過した日

二二年四月一日

(掛金月額に関する経過措置)

第一条 改正後の中小企業退職金共済法(以下「新法」という)第四条第二項の規定によりこの法律の施行の日(以下「施行日」という)の属する月の掛金月額を五千円以上の額に増加しなければならない退職金共済契約については、同項の規定にかかわらず、施行日から起算して二年を経過する日までの間は、その掛金月額を四千円とすることができる。ただし、新法第九条の規定により掛金月額が五千円以上の額に増加された日以後においては、この限りでない。

前項の退職金共済契約のうち、同項本文に規定する期間の経過後における掛金月額を五千円以上に増加することができると認められたもの(以下「認定されたもの」という)にかかる場合は、当該期間の満了の日以後においては、この限りでない。

大臣が認定したもの(以下「認定されたもの」とい

|     |     |     |     |     |     |      |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 五三月 | 五四月 | 五六月 | 五七月 | 五八月 | 五九月 | 五六・一 |
|     |     |     |     |     |     |      |
|     |     |     |     |     |     |      |
|     |     |     |     |     |     |      |
|     |     |     |     |     |     |      |

契約」という)については、新法第四条第二項の規定にかかわらず、当該期間の経過後においても、労働省令で定める日までの間は、その掛け金月額を四千円とすることができる。この場合には、前項ただし書の規定を準用する。

三 前項の規定による認定に關し必要な事項は、

労働省令で定める。

四 第一項の退職金共済契約のうち、同項本文に規定する期間の満了の際現に掛け金月額が四千円であるものの(認定契約を除く)に係る掛け金月額は、当該期間の満了の時に、五千円に増加され

たものとみなす。

五 第一項に規定する労働省令で定める日までの期間の満了の際現に掛け金月額が四千円である認定契約に係る掛け金月額は、当該期間の満了の時に、五千円に増加されたものとみなす。

六 船員法(昭和二十二年法律第百号)の適用を受ける船員である被共済者に係る退職金共済契約に関する場合は、第一項中「労働大臣」とあるのは「運輸大臣」と、「労働省令」とあるのは「運輸省令」と、第三項及び前項中「労働省令」とあるのは「運輸省令」とする。

第七条 新法第二十二条の三第一項の規定は、附則第一条第二号に定める日(以下「一部施行日」という)以後に効力を生じた退職金共済契約の被共済者に係る過去勤務掛け金について適用し、一部施行日前に効力を生じた退職金共済契約の



のは「第八条被共済者」として同条の規定を適用した場合に得られる額に納付された過去勤務掛金の総額(過去勤務掛金の納付があった月数が四十八月又は六十月であるときは、過去勤務掛金の額にそれぞれ四十九・六又は六十八を乗じて得た額)を加算した額

第九条 一部施行日前に効力を生じた退職金共済契約の被共済者のうち、その者について過去勤務掛金が納付されたことのある者であつて、退職金共済契約の効力が生じた日の属する月から五年(過去勤務期間が五年に満たないときは、当該過去勤務期間の年数を経過する月までの一部の月につき過去勤務掛金が納付されていないもの(以下この条において読み替えて適用する附則第七条及び附則第十三条において「第九条被共済者」という。)が一部施行日以後に退職したときにおける退職金の額は、次の各号に掲げる掛金納付月数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

#### 一 十一月以下 納付された過去勤務掛金の総額

二 十二月以上五十九月以下 過去勤務掛金が納付されたことがないものとみなして、附則第七条中「第七条被共済者」とあるのは「第九条被共済者」として同条の規定を適用した場合に得られる額に納付された過去勤務掛金の総額(過去勤務掛金の納付があつた月数が四十三月以上であるときは、過去勤務掛金の額に過去勤務掛金の納付があつた月数に応じ旧法別表第四の下欄に定める率を乗じて得た額。次号において同じ。)を加算した額

三 六十月以上 過去勤務掛金が納付されたことがないものとみなして、附則第七条中「第七条被共済者」とあるのは「第九条被共済者」として同条の規定を適用した場合に得られる額に、掛金納付月数が六十月となつた月以後の掛金の納付があつた月数に相当する期間につき、納付された過去勤務掛金の総額に対し、年四・五パーセント(平成八年四月前に対し、年四・五パーセント(平成八年四月前)

期間にあっては、年五パーセント)の複利による計算をして得た元利合計額を加算した額

第十一条 二年法契約について旧法契約に係る掛金納付月数を旧法第十四条の規定により通算する第七条被共済者附則第十三条において「第十条被共済者」という。)が一部施行日以後に退職した場合に支給される退職金のうち、その額が次に掲げる額のうちいすれか多い額を下回ることとなる退職金の額は、附則第七条の規定にかかるらず、当該多い額とする。

一 掛金月額の区分ごとに、二年法契約について旧法契約に係る掛金納付月数を旧法第十四条の規定により通算して得られる区分掛金納付月数に、次のイ又はロに掲げる掛金月額の区分の区分に応じ、当該イ又はロに定める月数を加えた月数に応じ労働省令で定めるところにより附則第七条の規定の例により算定した額(その額が労働省令で定める額を超えるときは、当該労働省令で定める額)を合算して得た額

イ 旧最高掛金月額を超えない部分の掛金月額の区分 二年法契約について旧法契約に係る掛金納付月数を旧法第十四条の規定により通算しなかつたものとみなして、二年法契約に係る一部施行日前区分掛金納付月数に対応する換算月数に旧法契約に係る一部施行日前区分掛金納付月数を加えた月数

ロ 旧最高掛金月額を超える部分の掛金月額の区分 二年法契約について旧法契約に係る掛金納付月数を旧法第十四条の規定により通算しなかつたものとみなして、二年法契約に係る一部施行日前区分掛金納付月数を加えた月数

2 平成九年度以後の各年度に係る新法第十条第二項第三号ロ及び附則第七条第三号ロ(以下この条において「支給率に関する規定」という。)の支給率は、当該各年度の支給率を定める際に当該各年度に特定仮定退職金額を算定することとなる被共済者(以下この条において「経過措置被共済者」という。)がいる場合には、新法第十条第三項の規定にかかわらず、第四項の規定により定めるものとする。

3 平成八年度に係る支給率に関する規定の支給率は、労働大臣が、労働省令で定めるところにより、平成七年度の運用収入のうち附則第七条第三号ロに定める額の支払に充てるべき部分の額として算定した額を、経過措置被共済者のうち平成八年度に計算月を有することとなる者の特定仮定退職金額の総額で除して得た率を基準として、平成八年度以降の運用収入の見込額その他の事情を勘案して、中小企業退職金共済審議会の意見を聴いて、一部施行日に定めるものとする。

4 第二項の支給率は、労働大臣が、各年度ごとに、労働省令で定めるところにより、当該年度の前年度の運用収入のうち支給率に関する規定に定める額の支払に充てるべき部分の額として算定した額を、新法第十条第二項の規定を適用して退職金の額を算定する被共済者及び経過措置被共済者のうち、当該年度に計算月を有することとなる者の新法第十条第二項第一号に定める仮定退職金額及び特定仮定退職金額の総額で除して得た率を基準として、当該年度以降の運用収入の見込額その他の事情を勘案して、当該年度の前年度末までに、中小企業退職金共済審議会の意見を聴いて定めるものとする。

第十二条 新法第十条の三第三項の規定は、施行後以後に退職した被共済者であつて労働省令で定めるところにより從前の算定方法により算定して得られる額に対し、平成八年四月前の中年法契約に係る掛金納付月数に相当する期間につき年五パーセントの複利による計算をして得た元利合計額に、附則第七条の規定によ

り二年法契約に係る退職金の額として算定して得られる額を加算した額

第十三条 平成八年度に係る新法第十条第二項第三号ロの支給率は、同条第三項の規定にかかわらず、第三項の規定により定めるものとする。

2 新法第十条の三第四項の規定は、施行日前に退職した被共済者であつて労働省令で定める日(次項において「特定日」という。)までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したもの(以下この項において「経過措置分割支給率適用被共済者」という。)以外のものに支給率は、当該各年度の支給率を定める際に当該各年度に特定仮定退職金額を算定することとなる被共済者(以下この条において「経過措置被共済者」という。)がいる場合には、新法第十条第三項の規定にかかわらず、第四項の規定により定めるものとする。

3 施行日以後平成八年四月一日前に退職した被共済者であつて特定日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したものに係る新法第十条の三第四項の規定の適用については、同項中「千分の五十六」とあるのは「千分の五十七・四」と、「千分の三十一・一」とあるのは「千分の三十二・五」とする。

4 第十三条 新法第十三条规定を準用する部分に限る。)及び第二十一條の四第二項第二号の規定は、一部施行日以後に効力を生じた退職金共済契約が解除された場合(次条の規定の適用がある場合を除く。)における解約手当金の額について適用し、一部施行日前に効力を生じた退職金共済契約が解除された場合における解約手当金の額については、次に定めるところによる。

二 一部施行日前に解除された退職金共済契約の被共済者に係る解約手当金の額については、なお従前の例による。

二 一部施行日以後に解除された退職金共済契約の被共済者に係る解約手当金の額については、次に応じ 当該イからハまでに定める規定を準用する。この場合において、附則第七条中「換算月数」とあるのは、「解約手当金換算月数」と読み替えるものとする。

イ 第七条被共済者 附則第七条の規定  
ロ 第八条被共済者 附則第八条の規定  
ハ 第九条被共済者 附則第九条の規定  
三 第十条被共済者に支給される解約手当金のうち、その額が次のイ又はロに掲げる額を下回ることとなる解約手当金の額は、前号の規定にかかわらず、当該イ又はロに掲げる額のうちいずれか多い額とする。

イ 二年法契約が解除された日に当該第十一条被共済者が退職したものとみなして、附則第十一条第一号の規定を適用した場合に得られる額

ロ 二年法契約が解除された日に当該第十一条被共済者が退職したものとみなして、附則第十一条第一号の規定を適用した場合に得られる額

四 平成三年四月一日前に効力を生じた退職金共済契約(以下この号において「現契約」という。)について現契約が効力を生じる前に効力を生じた退職金共済契約(以下この号において「前契約」という。)に係る掛金納付月数を旧法第十四条の規定により通算する第七条被共済者であつて前契約に係る一部施行日前区分掛金納付月数が三十六月以上又は現契約に係り前契約に係る掛金納付月数を旧法第十四条の規定により通算する一部施行日前区分掛金納付月数が四十三月以上のものに支給される解約手当金のうち、その額が、掛け金月額の区分ごとに、現契約に

ついて前契約に係る掛け金納付月数を旧法第十四条の規定により通算して得られる区分掛け金納付月数に次のイ又はロに掲げる掛け金月額の区分の区分に応じ、当該イ又はロに定めるところにより算定して得られる額を合算して得た額を下回ることとなる解約手当金の額は、第一号の規定にかかわらず、当該合算して得た額とする。

イ 千二百円を超えない部分の掛け金月額の区分 現契約について前契約に係る掛け金納付月数を旧法第十四条の規定により通算しな

かつたものとみなして、現契約に係る一部施行日前区分掛け金納付月数に対応する解約手当金換算月数に前契約に係る一部施行日前区分掛け金納付月数に対応する換算月数を加えた月数

ロ 千二百円を超える部分の掛け金月額の区分 現契約について前契約に係る掛け金納付月数を旧法第十四条の規定により通算して得られる一部施行日前区分掛け金納付月数に對応する掛け金納付月数に對応する解約手当金換算月数

第十四条 一部施行日以後に効力を生じた退職金共済契約について一部施行日前に効力を生じた退職金共済契約に係る掛け金納付月数を新法第十四条の規定により通算する被共済者が退職したときにおける退職金の額及び当該被共済者に係る退職金共済契約が解除されたときにおける解約手当金の額は、新法第十三条第二項の規定(新法第十三条第三項において準用する場合を含む。)にかかわらず、次の各号に掲げる一部施行日前に効力を生じた退職金共済契約の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 旧法契約に係る掛け金納付月数を旧法第十四条の規定により通算した二年法契約 一部施行日前後に効力を生じた退職金共済契約を二年法契約とみなして、附則第十条の規定を適用した場合に得られる額

二 前号に規定する退職金共済契約以外の退職金共済契約 一部施行日以後に効力を生じた退職金共済契約を二年法契約(一部施行日前に効力を生じた退職金共済契約が旧法契約の場合にあっては、旧法契約)とみなして、附則第七条の規定を適用した場合に得られる額

第十七条 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律(平成二年法律第三十九号)の一部を次のよう改訂する。  
(中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の一部改正)  
附則第四条第五項及び第六項を削る。  
(政令への委任)  
第十八条 附則第一条から第十六条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。  
(罰則に関する経過措置)  
第十九条 附則第一条第一号に規定する規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

び被共済者となつた場合について適用し、被共済者が同月一日前に退職した場合又は被共済者が同日以後退職し、施行日前に再び被共済者となつた場合には、なお従前の例による。

(中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の一部改正)

第十六条 新法第十四条の規定は、被共済者が平成五年十二月一日以後に退職し、施行日以後再

(掛け金納付月数の通算に関する経過措置)



平成七年三月七日印刷

平成七年三月八日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D